





|                                                         |                           |
|---------------------------------------------------------|---------------------------|
| 同                                                       | 林田 正治君                    |
| 同                                                       | 天田 勝正君                    |
| 同                                                       | 前田 久吉君                    |
| 同                                                       | 近藤 鶴代君                    |
| 同                                                       | 鈴木 万平君                    |
| 同                                                       | 森田 豊壽君                    |
| 同                                                       | 岡崎 眞一君                    |
| 同                                                       | 小澤 久太郎君                   |
| 同                                                       | 内村 清次君                    |
| 同                                                       | 井上 清二君                    |
| 同                                                       | 安井 謙君                     |
| 同                                                       | 吉田 法晴君                    |
| 同                                                       | 小幡 治和君                    |
| 同                                                       | 古池 信三君                    |
| 同                                                       | 議院運営委員                    |
| 同                                                       | 同日各委員会において当選した理事は左の通りである。 |
| 外務委員会                                                   | 理事 吉米地英俊君 (吉米地英俊君の補欠)     |
| 大蔵委員会                                                   | 理事 土田国太郎君 (土田国太郎君の補欠)     |
| 同日議員増原恵吉君外二十一名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。               |                           |
| 四国地方総合開発促進に関する決議案                                       |                           |
| 同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。 |                           |
| 所得税法の一部を改正する法律案                                         |                           |
| 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。              |                           |
| 租税特別措置法の一部を改正する法律案                                      |                           |
| 同日委員長から左の報告書を提出した。                                      |                           |

関税及び貿易に関する一般協定の第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書  
日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件議決報告書  
日本国とニューギニア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件議決報告書  
漁船法の一部を改正する法律案可決報告書  
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案可決報告書  
公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書  
国会職員法等の一部を改正する法律案可決報告書  
国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案審査報告書  
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案可決報告書  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書  
輸出品デザイン法案修正議決報告書  
酪農振興法の一部を改正する法律案可決報告書  
放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件議決報告書  
一昨二十五日委員長から提出した左の公聴会開会承認要求に対し議長は、昨二十六日これを承認した。  
公聴会開会承認要求書  
一、議案の名称 国民年金法案(附法第一二三号)

一、公聴会の問題 国民年金法案について  
一、公聴会の月日 昭和三十四年四月六日  
右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條により要求する。  
昭和三十四年三月二十五日  
社会労働 久保 等  
委員長  
参議院議長松野鶴平殿  
昨二十六日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。  
自動車タミナル法案  
建築基準法の一部を改正する法律案  
土地区画整理法の一部を改正する法律案  
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
自動車タミナル法  
建築基準法の一部を改正する法律案  
土地区画整理法の一部を改正する法律案  
去る二十一日科学技術庁資源局長事務代理小島謙雄君は、同局長事務代理を免ぜられたので政府委員は自然消滅となった。  
一昨二十五日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。  
科学技術庁 資源局長 黒澤 俊一君  
昨二十六日内閣総理大臣から議長宛、行政管理局行政管理局長山口西君(去る二十四日議長承認のとおり)及び科学技術庁資源局長黒澤俊一君(前掲の議長承認のとおり)を第三十一回国会

政府委員に任命した旨の通知書を受領した。  
○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。  
日程第一、科学技術会議議員の任命に関する件を議題といたします。  
内閣から、科学技術会議設置法第七條第一項の規定により、科学技術会議議員に内海清温君、梶井剛君、茅誠司君を任命することについて、本院の同意を得たいとの申し出がございまして、本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもって同意することに決しました。  
○吉田法晴君 この際、私は、治安対策に関する緊急質問の動議を提出いたします。  
○田中茂雄君 私は、ただいまの吉田法晴君の動議に賛成いたします。  
○議長(松野鶴平君) 吉田君の動議に御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱する者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。吉田法晴君。  
〔吉田法晴君登壇、拍手〕  
○吉田法晴君 私は、日本社会党を代表して、去る三月二十四日、新橋駅裏のステージにおける社会党の訪中使節団の報告演説会の際の右翼諸団体の演説妨害及び暴力を初め、最近特に顕著になって参りましたいわゆる右翼の動向、これに対する政府の治安対策につ

いて、公安委員会委員長及び法務大臣、官房長官等、政府代表に、その所信をたださんとするものであります。  
去る二十四日、新橋ステージの社会党訪中報告会での右翼の妨害は、ピラミッド、のぼり等にとどまらず、太鼓をたたき、ヤジを組織し、のみならず、広告塔の上に上った男が、発煙筒を四本、五本と連続に投げ込み、これに氣をとられている聴衆と関係者のすきに乘じて、二名の暴漢が壇上をかけ上って、社会党旗と弁士の氏名等を書いた紙をむしり取ったものであります。その目的としたところは、文書や立会演説等、いわば民主主義的な方法によつて社会党と争うというのではなく、暴力によつて演説会を混乱させ、社会党撲滅に乗り出そうとしたものであることは、その押し立てていたのぼり等をもつても明白であります。右翼団体あるいは右翼の暴力事件は、もちろんこれだけではありません。こゝしの二月二十五日には、藤山外相に對して、在日朝鮮人の北鮮帰国促進に反対し、その信念が氣に食わぬとして外務大臣に暴力をふるつております。また、同じ二月十一日には、昨年同様、三笠宮邸に押しかけておるし、昨年の十月十四日には、九段会館で行われた日教組臨時大会会場に押しかけて、三名の者が発煙筒五本を投入しております。その四日前の十日には、昨二十四日と同じ新橋ステージで、中国国旗を焼却する事件が起つております。昨年の九月十五日には、都の動員反対中部地区大会に参加した社会党宣伝カーに火炎びんを投じて放火した事件が起つております。同じ日、名古屋では、動員反対のデモに参加した教職

されております。国会の周辺に貼られているポスター等を見ますと、右翼の言っているところが自民党の言いたいところではないかと想像されるのでありますが、憲法改正にしても、再軍備の促進にしても、安保条約の改定にしても、道徳教育から動評、警職法まで、しかも労働運動に対する考え方もそうであります。おまけに、赤城官房長官の「わが百姓の記」という本の大いにもち記事まで「民族と政治」に大きく出ております。本年度予算書には、内閣関係で報償費一億八千四百七十三万円、情報調査委託費として一億八千三百万円、その他が計上されております。報償費は機密費的な性格を持ち、総理の内政外交推進に寄与したか、あるいは寄与すると期待される者に支給されるものであります。この中には内閣調査室費の三千万円を含み、それは重要施策の推進に協力する民間人

の情報の調査に協力した者に交付支給されたと説明されております。これら総理府関係の予算から右翼団体に支出されておるのではないのでしょうか。これら矢次一夫氏と総理の関係、雑誌「民族と政治」の記事等を見ておられます。まさしく動かぬ証拠がそこにあると感ぜられるのであります。官房長官の明確な答弁を承わりたい。もしこのことを肯定せられぬというならば、報償費、調査費等の実績と支出明細表を出して反証を願いたいのであります。

一九五二年、当時の滞日外人記者ヘッスル・ティルトマンは、「右翼分子を警戒せよ、放任すると高い代価を払わねばならぬ」という直言を書いておりますが、その中で、「日本の当局者たちが左翼分子のあとをつけ回すのに忙しいという理由から、いまだに存在し、ある場合には拡大し、場合によっては広がっているこれら右翼団体は、時期を待っている。彼らは確かに武器を隠し持っているようだ。彼らは戦前に何人かの日本の最も偉大な政治家たちを殺した者の同類である。彼らは時期が至れば他人を殺すに躊躇しないであろう。しかも、日本の政府と警察は奇妙にもこの危険に無関心のようであった。これは人に、一部の高官が思想の上で極端な国家主義思想に同調しているのではないか、との疑いを起させる一つの事実である。」と書いています。そうしてこの記事は最後に、「また日本を再度滅亡への道に引き込むような思想の説教をやめさせることが強く希望される」と申しております。

内閣と右翼の関係も新たな段階に入つたのではなからうかと考えるのでありますが、政府を代表し、治安対策の責任の衝にある法務大臣、公安委員長、官房長官等は、この失敗を再び繰り返す心配は全くないと言明できまうかどうか、治安の責任者として、はっきりこの際承わりたい。(拍手)

【国務大臣青木正君登壇、拍手】

○国務大臣(青木正君) 現在いわゆる右翼と称せられる者が、全国的に見て四百団体前後、その構成員が七万名ほどあると言われているのであります。そのうちには、一人一党のようなものもあり、また必ずしも実行運動と申しますが、暴力的な行為に出ないものもあるものであります。しかし、その中には、御指摘のように、ややもすれば、自分の主張を通すためには、言論でなしに実力をもって主張を通そうというような考え方に立つておる団体も少なくないことは、御指摘の通りであります。警察といたしましては、そういうような団体に対しましては、常に警察本来の責務を果たすために、できるだけその動き等につきまして注意をいたしまして、事前にそやういふことをいふのであります。遺憾ながら御指摘のように、昨年におきまして七十数件というふうな、いわゆる右翼による事件があったことは、私どもは遺憾に存する次第でございます。また、こういふあり方に対しましては、警察として、当然事前に防止することにつきまして、万全を尽すべきであり、いわずやそれが一たん現実の問題として、そういう事件が起きた場合には、法に照

らしまして断固たる措置をとらなければならぬことは言うまでもないことと存するのであります。

で、三月二十四日の新橋ステージにおける社会党の演説会に対する妨害行為、このことにつきましては、警察側といたしまして、さういふような動きがあるというところが事前に察知されたので、当日三百二十数名の警察官を現場に派遣いたしておりました。そうして事前に警告し、またこの一部の人たちが騒動したことに対しては、警察としてできるだけこれを排除をし、会場の静穏を保つように努力したのであります。お話をうかがうと、一部の者がステージの後方の広告塔に登り、発煙筒を投下したか、あるいはまた社会党の旗を下げるか、あるいはまた浅沼書記長に対して何か紙を投げつけたか、という事犯がありまして、警察として、その事犯に対しまして迅速な措置をいたしたのであります。十三名を逮捕、検挙して、三名を送検いたしましたのであります。その十三名を逮捕して、それを直ちに釈放したということにつきましてはお話でございますが、警察といたしましては、そのうちの事犯のある者は、いわゆる軽犯罪法違反の者もあり、また、さうでなしに建造物侵入等の事犯等もありまして、それぞれの事犯に應じまして、警察として当然やるべき措置をやつたのであります。しかし、それ以外の、先ほどお話をいたしました千葉県における我孫子所在の千葉食品のストライキに関連する問題、あるいは文化ゴングの不法監禁の事案等につきまして、当時いろいろ問題もありまして、警察側といたしましては調査もいたし、捜査もいたした

たのであります。しかしまだ捜査の残つておる点もあつたので、現在引き続き調査をいたしておるのであります。

なお、根本的問題として、右翼に対する根本対策いかんというところが、現在あります。これはお話のようにな、現在の日本、言うまでもなく、そのあり方が、かつての戦前のような日本であつてはならぬことは言うまでもないのであります。私も日本国民があれだけ大きな犠牲を払つてかちとった民主政治、これを守るために、私もはあくまでも戦つていかなければならぬ。そのためには、右翼であろうが左翼であろうが、これはいよいよ法を無視して、さうして暴力によつてみずからの主張を通すという考え方に對しましては、これはもう言うまでもなく、警察といわず、あらゆる方面でこれを排除していかなければならぬわけでありまして、特に警察といたしましては、戦前の警察と違ひまして、あくまでも国民に対する奉仕者としての立場、さうして民主警察を守つていかなければならぬので、日本の新しい時代に対応する警察のあり方として、日本の新しい時代を作るための民主政治、その民主政治を擁護するために、私も警察としては当然最善を尽してやつていかなければならぬ、かように考えておるわけでありまして。(拍手)

【国務大臣(愛知揆一)登壇、拍手】

○国務大臣(愛知揆一) 大体のところはただいま青木大臣からお答えいたしました通りでございますが、いわゆる右翼の問題についていろいろ御心配でございますが、最近のいわゆる右翼の動向につきましては、法務省といたしましても十分に注意をいたしておるのをごさいます。たとえば、ただいまの状況におきましては、直ちに破防法によつて規制することを要するといふような疑いのある右翼団体は、ただいまのところは認められないのであります。が、傾向といたしましては、その方向に走るような言動をなす者もあるものであります。これらの点については十分に注視をいたし、また、しかるべき措置をとり得るようになつて参りたいと思ひます。

次に、今日の右翼団体の大体的現状としては、それぞれの一応独自の思想や理念によつて行動しているものと思われるのでございまして、外部の何者かによつて、かいらい的に操縦されておるというものは認められないのでございまして。いわんや、ただいま御指摘がございましたが、財界であるとか、あるいはまた政府であるとか、こいういふようなところから、かいらい的にこれらを操縦するといふようなことは断じてございせんので、その点の御心配は御無用と存せられるのであります。

次に、新橋ステージにおける事件につきまして、かような事件が発生いたしましたことは、私といたしましてはもきわめて遺憾なものと存じます。ただいま青木大臣からお答えいたしましたように、私も私としては、右翼と左翼とを問はず、また事のいかんを論ぜず、暴力は絶対に排撃すべきであることは言うのを待たないのでございまして、暴力の追放といふことにつきまして、今後ともわれわれの念願として、信念として、絶対にこれを排撃するようになつて参りたいと思ひます。

でありまして、このステージの事件につきましても現に捜査中でございますが、しかるべき結論が出るものと存じます。

次に、千葉食品、富士文化コンロ等について具体的な御質疑がございましたが、これは捜査いたしましたはたまた警察が担当しておられる段階であります。一面、法務省といたしましては、人権擁護の立場から、実はきわめて最近にも関係者から陳情や申し立てもございましたので、今後十分に調査をいたしたいと考えておるわけでございます。

大体以上お答えを申し上げました。(拍手)

「政府委員赤城宗徳君登壇、拍手」  
○政府委員(赤城宗徳君) お答え申し上げます。

右翼団体の背後等につきましては明確でありませんが、いわゆる右翼団体あるいは個人に對しまして、内閣の報償費あるいは調査費等から経費を支出しておる事実はございません。

御引例になりました「民族と政治」の中谷武世君の雑誌の中に、私の著書の「わが百姓の記」の広告が載つておるがどうかということですが、中谷君とは戦前から知っておるのであります。中谷武世君と平凡社との下中三郎氏とは、非常に親しい間でありまして、私の著書は平凡社から出版しておりますので、平凡社との関係で広告を出しておる、こう考えます。私の方と直接関係はありません。

それから右翼団体の活動等に関しまして、その背後関係に政府が関与しているのではないかと、いろいろお疑いがありますけれども、こういう事実は政府としては絶対にございせん。あるいはまた、岸内閣がいわゆる右翼団体を育成するとか利用するとか、こういうことをしてはいないかと、こういうお尋ねでありましたが、そういう点も全然ございせん。政府といたしましては、法務大臣からも御答弁申し上げましたように、左翼とか右翼とか、定議は一定しておりませんが、いざにいたしましては、極端な活動に對しましては厳に警戒を要し、それに対しましては十分な取締りをする、こういう考えであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) この際、お諮りいたします。  
四国地方総合開発促進に関する決議案(増原恵吉君外二十一名発議)(委員会審査省略要求事件)  
本案は、発議者要求の通り委員会審査を省略し、日程に追加して直ちにその審議に入ることと御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて本案を議題といたします。まず発議者の趣旨説明を求めます。増原恵吉君。

四国地方総合開発促進に関する決議案  
右の議案を決議する。  
昭和三十四年三月二十六日  
発議者  
増原 恵吉 堀本 宜實  
三木 與吉郎 前田 佳都男  
津島 壽一 野村 吉三郎  
堀見 俊二 紅露 みつ  
安井 謙 迫水 久常

賛成者  
草葉 隆圓 久保 等  
坂本 昭 佐多 忠隆  
中村 正雄 藤田 藤太郎  
椿 繁夫 荒木 正三郎  
杉山 昌作 前田 久吉  
豊田 雅孝 大竹 平八郎  
賛成者  
青木 一男 青柳 秀夫  
青山 正一 秋山 俊一郎  
雨森 常夫 有馬 英二  
石坂 豊一 石原 幹市郎  
泉山 三六 稲浦 鹿藏  
井野 碩哉 井上 清一  
井上 知治 伊能 芳雄  
岩沢 忠恭 植竹 春彦  
上原 正吉 江藤 智  
大川 光三 大沢 雄一  
大谷 豊潤 大谷 藤之助  
大谷 賢雄 大野 木秀次郎  
岡崎 眞一 小澤 久太郎  
小幡 治和 鹿島 守之助  
梶原 茂嘉 勝俣 稔  
上林 忠次 川口 爲之助  
川村 松助 木内 四郎  
木村 篤太郎 黒川 武雄  
剣木 亨弘 古池 信三  
河野 謙三 郡 祐一  
木暮 武太夫 小林 英三  
小林 武治 小柳 牧衛  
小山 邦太郎 近藤 鶴代  
後藤 義隆 西郷 吉之助  
斎藤 昇 酒井 利雄  
神原 亨 笹森 順造  
左藤 義詮 重政 庸徳  
重宗 雄三 柴田 栄  
柴野 和喜夫 下條 康鷹  
白井 勇 新谷 寅三郎  
杉原 荒太 鈴木 万平  
関根 久藏 高野 一夫

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 高橋 進太郎 | 館 哲二   | 島 清    | 鈴木 強   |
| 田中 啓一  | 田中 茂穂  | 鈴木 益   | 相馬 助治  |
| 谷口 弥三郎 | 土田 国太郎 | 曾根 益   | 高田 なほ子 |
| 鶴見 祐輔  | 手島 栄   | 田中 一   | 棚橋 小虎  |
| 苦米 地義三 | 苦米 地英俊 | 田畑 金光  | 千葉 信   |
| 中野 文門  | 中山 福藏  | 戸叶 武   | 中田 吉雄  |
| 仲原 善一  | 成田 一郎  | 永岡 光治  | 成瀬 福治  |
| 西岡 善一  | 西川 甚五郎 | 野濤 勝   | 藤生 三七  |
| 西田 信一  | 西田 隆男  | 平林 剛   | 藤田 進   |
| 野田 俊作  | 野本 品吉  | 藤原 道子  | 松浦 清一  |
| 林田 正治  | 林屋 亀次郎 | 松澤 兼人  | 松澤 靖介  |
| 一松 定吉  | 平島 敏夫  | 松永 忠二  | 松本 治一郎 |
| 廣瀬 久忠  | 藤野 繁雄  | 三木 治朗  | 光村 甚助  |
| 堀 末治   | 堀本 鎌三  | 森 元治郎  | 森中 守義  |
| 本多 市郎  | 松岡 平市  | 矢嶋 三義  | 山口 重彦  |
| 松平 勇雄  | 松野 孝一  | 山下 義信  | 山田 節男  |
| 松村 秀逸  | 宮澤 喜一  | 大和 亨一  | 湯山 勇   |
| 宮田 重文  | 武藤 常介  | 横川 正市  | 吉田 法晴  |
| 最上 英子  | 森田 豊壽  | 常岡 一郎  | 早川 慎一  |
| 森田 義衛  | 山本 利寿  | 宮城 天ヨ  | 森 八三一  |
| 山本 米治  | 横山 フク  | 安部 清美  | 高良 とみ  |
| 吉江 勝保  | 吉野 信次  | 白木 義一郎 | 竹中 恒夫  |
| 相澤 重明  | 赤松 常子  | 千田 正   | 辻 武壽   |
| 秋山 長造  | 阿具 根 登 | 天坊 裕彦  | 長谷部 ひろ |
| 東 隆    | 安部 キミ子 | 北條 尚八  |        |
| 阿部 竹松  | 天田 勝正  |        |        |
| 伊藤 顕道  | 内村 清次  |        |        |
| 占部 秀男  | 海野 三朗  |        |        |
| 江田 三郎  | 大河 原 一 |        |        |
| 大倉 精一  | 大矢 正   |        |        |
| 阿 三郎   | 小笠原 三男 |        |        |
| 加瀬 完   | 片岡 文重  |        |        |
| 加瀬 シヅエ | 上條 愛一  |        |        |
| 亀田 得治  | 河合 義一  |        |        |
| 北村 暢   | 木下 友敬  |        |        |
| 清澤 俊英  | 栗山 良夫  |        |        |
| 小酒井 義男 | 小林 孝平  |        |        |
| 小柳 勇   | 近藤 信一  |        |        |
| 重盛 壽治  | 柴谷 要   |        |        |

四国地方は、本来、本土と海を隔てて相互の交通連絡に著しく円滑を欠くのみならず、地域内各県をつなぐ道路、鉄道等の交通網をはなはだしく立ち遅れ、ばんに近における経済諸情勢の進展に即応し得ない実情にあり、さらにまた、本地方は、宿命的台風豪雨の常襲地帯として累年の災害に悩まされ、ために、旧態依然

参議院議長松野鶴平殿  
四国地方総合開発促進に関する決議案



たる経済の悪循環を繰り返して、産業は振わず、民生の安定向上も期すべくもなく、ひいては地方財政に難澁をきたし、本地方の後進性はますます顕著の度を加えている。

隣接する和歌山県についても、その後進性と災害ひん免の事情は四国各県と類似的な自然的立地条件のもとにおかれ、同地域をあわせて総合的対策の確立を必要とするものと思料する。

他面、これらの地方は、由来、豊富な未利用資源を包蔵しながら、いまだにこれが調査活用、積極的の方途を進むに至っていないことはまことに遺憾である。

よつてこの際、四国各県及び和歌山県を一丸とする画期的防災対策を強力に推進するとともに、交通、運輸等公共施設の整備充実を図り、さらに進んで未利用資源の積極的開発、産業基盤の培養強化に努め、もつて経済の助長発展を期することこそ、ひとり本地方民生の安定、福祉の増進を図るゆえなるのみならず、国土総合開発の大局的見地において、刻下喫緊の急務であり、国の建設的施策にまつところきわめて大なるものがあるといわねばならぬ。

叙上の趣旨をもつて、政府はすみやかに本地方開発に関する基本方針を樹立し、これが実施を推進するため、昭和三十五年を契機として、予算上、法制上所要の措置を講じ、もつて施策の万全を期すべきである。

右決議する。

〔増原恵吉君登壇、拍手〕

○増原恵吉君 たいい提案されまし四国地方総合開発促進に関する決議案について、発議者を代表いたしまして、その提案の趣旨説明をいたします。

まず決議案を朗読いたします。

四国地方総合開発促進に関する決議案  
四国地方は、本来、本土と海を隔てて相互の交通連絡に著しく円滑を欠くのみならず、地域内各県を繋ぐ道路、鉄道等の交通網をはじめ、港湾その他の施設の整備は甚だしく立ち遅れ、最近における経済諸情勢の進展に即応し得ない実情にあり、更に又、本地方は、宿命的台風豪雨の常襲地帯として、累年の災害に悩まされ、ために、旧態依然たる経済の悪循環を繰り返して、産業は振わず民生の安定向上も期すべくもなく、ひいては地方財政に難澁をきたし、本地方の後進性はますます顕著の度を加えている。

隣接する和歌山県についても、その後進性と災害頻発の事情は、四国各県と類似的な自然的立地条件のもとにおかれ、同地域を併せて総合的対策の確立を必要とするものと思料する。

他面、これらの地方は、由来、豊富な未利用資源を包蔵しながら、未だにこれが調査活用、積極的の方途を進むに至っていないことはまことに遺憾である。

よつてこの際、四国各県及び和歌山県を一丸とする画期的防災対策を強力に推進すると共に、交通運輸等公共施設の整備充実を図り、更に

進んで未利用資源の積極的開発、産業基盤の培養強化に努め、以て経済の助長発展を期することこそ、ひとり本地方民生の安定、福祉の増進を図る所以たるのみならず、国土総合開発の大局的見地において、刻下喫緊の急務であり、国の建設的施策に俟つところ極めて大なるものがあるといわねばならない。

叙上の趣旨を以て、政府は速かに本地方開発に関する基本方針を樹立し、これが実施を推進するため、昭和三十五年を契機として、予算上、法制上所要の措置を講じ、以て施策の万全を期すべきである。

右決議する。

以上であります、簡単に内容の説明をいたします。

荒廢した国土の復興と経済の再建を達成することは、わが国の当面する最も重要な課題であります。このためには、国土保全の総合的推進を、資源の開発、産業の立地計画のもとに促進しなければならぬと思料するのであります。すでに、この国土総合開発の一環として、北海道、東北、九州の各地方におきましては、開発促進の立法化が成り、着々実現の段階にありますことは、まことに同慶にたえないところであります。しかしながら、四面環海の一大離島である四国地方におきましては、経済発展の基礎条件である交通整備の現状を見ましても、本州並びに九州との海陸連絡路の整備は完璧でなく、さらに四国地域内の鉄道はいまだ循環線の完成もほど遠く、その設備の近代化も十分ではありませんし、また全国的に最低位にある道路港湾の整備等の問題が累積しているのであります。

それに加えて、本地方は台風豪雨の常襲地帯であり、それによる年々の被害は、はかり知れないものがあります。また地盤変動による海岸施設の被害復旧はおくれており、このような事情のもとにおきましては、四国各県の自主的な推進と努力のみではその開発は遅々として進まず、その前途たるや百年河清を待つ感なきを得ないのであります。今や、この地方の後進性を打開するために、国家的立場に立つ建設的な施策を講じない限り、民生の安定も産業経済の発展も期待できないのであります。同時にまた、隣接する和歌山県も、その後進性と災害頻発の事情は四国地方と全く類似しておりますので、この際、同県を合せて総合的な対策を立てることが適切であると考えられるのであります。他面また、この地方は、豊富な水資源、森林、地下資源等、未利用資源を包蔵しながら、十分な調査も行われていない状態であり、また、将来これらの開発が進められ、進展するならば、わが国産業経済の振興に幾多の貢献をなし得るものと信ずる次第であります。

このように地位的特殊性と経済立地上の重要性にかんがみまして、今後防災対策と特段の開発方途を確立されたいことは、本地方民多年の宿望たるのみならず、国家経済の大局的見地において、きわめて緊要であると存じます。これら地方開発の結果は、産業の近代化を促進し、経済基盤の培養強化に資する等、本地方に画期的新生面を切り開かんとするものであります。このように国民生活向上と、わが国経済発展に欠くことのできない重要施策に對しまして、政府は、すみやかに四国

地方開発に関する基本方針を樹立し、これを強力に実施推進するため、予算上、法制上、所要の措置を講ぜられるより、特に期待するものであります。

以上の趣旨をもちまして、ここに本決議案を上程することといたしました。が、さきに本案は衆議院において満場一致議決されましたことを申し添えまして、満場の諸君の御賛同を切に願ひする次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。湯山勇君。

〔湯山勇君登壇、拍手〕

○湯山勇君 私は、日本社会党を代表いたしまして、たいい提案されまし四国地方総合開発促進に関する決議案に賛成をするものでござります。

わが国において後進性を指摘されておりました地方は、北海道、東北、九州、四国の各地方でござりますが、すでに前三者につきましては開発促進のための立法がなされ、あるいはすでに開発が進められておるのでござります。にもかかわらず、ひとり四国地方は今日なお取り残されておるのでござります。四面環海によつて隔離されている本地方は、本土との交通が著しい悪条件にあるため、全般的に産業経済が立ちおくれ、最近の日本経済の進展に即応し得ず、他地域との差はますます大きくなつてきています。そういう傾向にあるわけでございます。すなわち、四国地方の人口は、全国の約四・八％、五％に近い人口を持っていますのでござりますけれども、工業生産はわずかに二・九％、さらに、第二次産業は、全国平均二・三・八％に比して、わずかに一七・四％にすぎないのでござります。

昭和三十四年三月二十七日 参議院會議録第二十号

四国地方総合開発促進に関する決議案 関税及び貿易に関する一般協定の第三表(ブラジルの譲許表)の作成のため  
の交渉に際して承認を求めようとする件(外二件)

五二二

す。こういふ状態にあるために、労働力の吸収もきわめて悪く、最重要産業である農業におきましても、農業経営は次第に細分化され、零細化されつつある実情でございます。こういふ状態でございまして、住民の所得も、以上のような要因から次第に低くなつて参りまして、約五割の人口を持つておりながら、銀行預金はわずかに二・三割、あるいは国税の収納金はさらに少くして一・四割にすぎないのであります。従つて、みずからの投資力もきわめて低く、さらに、地方財政の財源も枯渇し、民生はきわめて不安定な状態に置かれております。加うるに、本地方は、先ほど御指摘のありました通り、台風の常襲地帯に當つておりまして、連年災害の累積は地方財政を圧迫して、総合開発の自主的な推進をなし得ない状態に置いてゐるのでございます。

以上のような現実から立つて、この四国地方を開発していくためには、まず第一に、経済発展の基礎要件となる交通網の整備、港湾設備の拡充、こういった産業誘発条件の整備を必要とするのでございます。現在、四国の対本土輸送は、その大半が機帆船によつてなされておりますが、これを近代的な交通機関によつて日本経済の幹線に密着せしめねばならないのでございまして、また、地区内四県にわたる鉄道、道路等の交通網をさらに整備し、港湾施設の増強と相俟つて、臨海工業地帯を主軸とする近代産業発展の基礎たらしめる必要を痛感するものであります。

第二には、未開発資源の開発であります。本地方は、水の資源がきわめて豊富でございまして、四十一万八千キロワットの既開発電源のほかに、未開発包蔵電源は約百十八万六千キロワットでございます。つまり、開発されていのはわずかに四分の一程度にすぎないのでございまして、さらにまた、工業用水についても、大口需要を十分受け入れるだけの能力を持つてゐるのでございまして、これらのことは、単に四国地方のみならず、わが国経済全般の観点からも重視しなければならぬ点があると思つております。さらに、林産資源も豊富でありまして、未開発山林は六十万八千ヘクタール、木材資源は推定四千八百六十万立方メートルに達して、すみやかなその開発利用を待つてゐるような状態でございます。農業資源の利用にいたしましても、西

南暖地の特性を生かしつつ、豊富な水資源を利用し、土地改良、干拓、開墾の促進、さらに、これに伴つて酪農、果樹、蔬菜、園芸等の振興により、本地方農業の一大躍進が期待されるのであります。さらに、四国は太平洋及び瀬戸内海に囲まれております。これらの水産業の振興もきわめて重要な問題であると言わなければなりません。以上のような資源の開発と並行して、どうしてもやらなければならぬことは、本地方が台風常襲地帯であるという特性にかんがみての台風に対する対策でございます。河川の改修、治山治水、砂防、地すべり対策あるいは地盤沈下、海岸の浸蝕等の海岸の保全、老朽ため池の改修、急傾斜地帯産業対策、これら万全をはからなければ、総合開発の達成は期しがたいのであります。これらの諸条件は、自然的な立地条件の相似している和歌山県についても同じように言ひ得るのでございます。よつてこの際、政府は、ただいまの決議案が可決されることを契機として、四国四県の県民並びに和歌山県民の多年にわたる願望にこたへ、本地域の総合開発と防災対策の強力なる推進をはかり、法制上、予算上、必要の措置をすみやかに講ぜられんことを、ここに強く要望し、本決議案に賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。  
ただいまの決議に対し、世耕國務大臣から発言を求められました。世耕國務大臣。  
〔國務大臣世耕弘一君登壇、拍手〕  
○國務大臣(世耕弘一君) ただいまの御決議に對しまして、政府といたしましては、慎重に検討いたしました上で、できるだけ御趣旨に沿うように努力したいと存じます。(拍手)

のたのめ交渉に關する議定書の締結に關して、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基き、國會の承認を求めらる。

関税及び貿易に關する一般協定の第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に關する議定書

(a) 一般協定に附屬すべきブラジルの関税譲許の新譲許表を作成するため、ブラジルが他の関係締約国と交渉することを認めた千九百五十六年十一月十六日の一般協定の締約国(以下「締約国」といふ。)

(b) 交渉が前記の決定に従つて関係締約国とブラジルとの間で行われた事実を考慮し、

(c) 前記の決定がその交渉の結果を実施するための手続を定めてゐることに注目し、

(d) (c)に掲げる交渉の結果である譲許の修正を反映させるため一般協定の関係譲許表の正文を修正することを希望し、

(e) 一般協定に基く二以上の締約国により行われる関税交渉のための手続及びその交渉の結果を一般協定の下に実施するための手続について合意し、

(f) 一般協定の締約国であるブラジル合衆國政府並びにデンマーク政府及び日本國政府が(c)に掲げる手

業対策、これら万全をはからなければ、総合開発の達成は期しがたいのであります。これらの諸条件は、自然的な立地条件の相似している和歌山県についても同じように言ひ得るのでございます。よつてこの際、政府は、ただいまの決議案が可決されることを契機として、四国四県の県民並びに和歌山県民の多年にわたる願望にこたへ、本地域の総合開発と防災対策の強力なる推進をはかり、法制上、予算上、必要の措置をすみやかに講ぜられんことを、ここに強く要望し、本決議案に賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。  
ただいまの決議に対し、世耕國務大臣から発言を求められました。世耕國務大臣。  
〔國務大臣世耕弘一君登壇、拍手〕  
○國務大臣(世耕弘一君) ただいまの御決議に對しまして、政府といたしましては、慎重に検討いたしました上で、できるだけ御趣旨に沿うように努力したいと存じます。(拍手)

のたのめ交渉に關する議定書の締結に關して、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基き、國會の承認を求めらる。

関税及び貿易に關する一般協定の第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に關する議定書

(a) 一般協定に附屬すべきブラジルの関税譲許の新譲許表を作成するため、ブラジルが他の関係締約国と交渉することを認めた千九百五十六年十一月十六日の一般協定の締約国(以下「締約国」といふ。)

(b) 交渉が前記の決定に従つて関係締約国とブラジルとの間で行われた事実を考慮し、

(c) 前記の決定がその交渉の結果を実施するための手続を定めてゐることに注目し、

(d) (c)に掲げる交渉の結果である譲許の修正を反映させるため一般協定の関係譲許表の正文を修正することを希望し、

(e) 一般協定に基く二以上の締約国により行われる関税交渉のための手続及びその交渉の結果を一般協定の下に実施するための手続について合意し、

(f) 一般協定の締約国であるブラジル合衆國政府並びにデンマーク政府及び日本國政府が(c)に掲げる手

のたのめ交渉に關する議定書の締結に關して、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基き、國會の承認を求めらる。

関税及び貿易に關する一般協定の第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に關する議定書

(a) 一般協定に附屬すべきブラジルの関税譲許の新譲許表を作成するため、ブラジルが他の関係締約国と交渉することを認めた千九百五十六年十一月十六日の一般協定の締約国(以下「締約国」といふ。)

(b) 交渉が前記の決定に従つて関係締約国とブラジルとの間で行われた事実を考慮し、

(c) 前記の決定がその交渉の結果を実施するための手続を定めてゐることに注目し、

(d) (c)に掲げる交渉の結果である譲許の修正を反映させるため一般協定の関係譲許表の正文を修正することを希望し、

(e) 一般協定に基く二以上の締約国により行われる関税交渉のための手続及びその交渉の結果を一般協定の下に実施するための手続について合意し、

(f) 一般協定の締約国であるブラジル合衆國政府並びにデンマーク政府及び日本國政府が(c)に掲げる手



続に従つて関税交渉を行つた事実を考慮して、次のとおり協定する。

第一部 新第三表（ブラジルの譲許表）の作成

1 一般協定の適用上、この譲許書の附屬書Aの譲許表は、ブラジルに關する一般協定の譲許表とみなし、また、同国の現行の譲許表及びこの譲許書の第三部に定める同国の譲許表に代るものとする。

2 一般協定第二條中同協定の日付に言及する場合において、附屬書Aの譲許表については、同協定の日付をこの譲許表の日付と読み替えて、適用する。

3 この部の規定は、この譲許書が一般協定の締結国であるすべての政府により受諾された時に効力を生ずる。

第二部 第三表（ブラジルの譲許表）以外の譲許表の修正

4 この譲許書の附屬書Bに掲げる修正で、この譲許表の前文(A)に掲げる締結国団の決定に従つて実施されたものは、一般協定を構成する關係譲許表の正文に加えられるものとする。

5 この部に掲げる修正は、この譲許書が一般協定の締結国であるすべての政府により受諾された日に一般協定の不可分の一部をなすものとする。

第三部 ブラジル、デンマーク及び日本国の追加譲許

6 この譲許書の附屬書Cに掲げ

るブラジル、デンマーク及び日本国の譲許表は、締結国団の書記局長がその締結国からその譲許表に含まれる譲許を適用する旨の通告を受領した日の後三十日目に、又はその通告を行つた締結国が定める一箇早い日にそれぞれ効力を生ずる。これらの譲許表は、それが効力を生じた時から、前記の締結国に關する一般協定の譲許表とみなす。

7 一般協定第二條中同協定の日付に言及する場合において、附屬書Cの譲許表については、同協定の日付をこの譲許表の日付と読み替えて、適用する。

8 この譲許書が署名のために開放される時に、ある交渉が完了していないためその結果をこの譲許書に附屬させることができないときは、その交渉の結果である譲許表は、關係政府及びブラジル政府が調書に署名を行つた日の翌日から、この譲許書に附屬するものとし、かつ、その規定に従つて規制されるものとする。

第四部 一般規定

9 (a) この譲許書は、締結国団の書記局長に寄託する。

(b) この譲許書は、一般協定の締結国及び同協定に加入する政府により署名その他によつて受諾されるため、開放される。

(c) 締結国団の書記局長は、すみやかに、一般協定の各締結国に對し、この譲許書の認証謄本を送付し、また、この譲許書の各受諾及び6の各通告について通告しなければならぬ。

10 この譲許書の日付は、千九百五十八年十二月三十一日とする。この譲許書の規定は、3、5及び6の規定に従つて効力を生ずる。

千九百五十八年十二月三十一日にジュネヴにおいて、この譲許書に附屬している譲許表に別段の定めがある場合を除きひとしく正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

オーストラリア連邦のために  
オーストリア共和国のために

ベルギー王国のために

ブラジル合衆国のために  
バルボーズ・ガルネイロ

ビルマ連邦のために

カナダのために

セイロンのために

チリ共和国のために

キューバ共和国のために

チェコスロヴァキア共和国のために

デンマーク王国のために

ドミニカ共和国のために

フィンランド共和国のために

フランス共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

マラヤ連邦のために

ローデシア及びニアサランドの連邦のために

ガーナのために

ギリシャ王国のために

ハイチ共和国のために

インドのために

インドネシア共和国のために

イタリア共和国のために

日本国のために

ルクセンブルグ大公国のために

オランダ王国のために

ニュー・ジールランドのために

ニカラグア共和国のために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

ペルーのために

スウェーデン王国のために

トルコ共和国のために

南アフリカ連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

ウルグアイ共和国のために

附屬書C

第三十八表 日本国の譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠国関税率表

| 輸入税表番号 | 品                  | 名 | 税率 |
|--------|--------------------|---|----|
| 三〇五のち  | コーヒー豆(炒つてないものに限る。) |   | 三割 |
| 五二四    | カレーパウダックス          |   | 一割 |

(附屬書A、附屬書B及び附屬書C中第三十八表以外の表は省略)

昭和三十四年三月二十七日 参議院會議録第二十号 関税及び貿易に関する一般協定の第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に関する議定書の締結について 承認を求めるの件外二件

五二四

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月二十五日

衆議院議長 加藤謙五郎  
参議院議長 松野鶴平殿

日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件  
日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定  
日本国政府及びカンボディア王国政府は、  
カンボディアによる戦争賠償請求権の自発的な放棄及び千九百五十五年の日本国とカンボディアとの間の友好条約の締結によつて顕著に示された両国間の友好関係を強化し、かつ、相互の経済及び技術協力を拡大することを希望して、  
この協定を締結することに決定し、このため、次のとおり全権委員を任命した。

日本国政府  
カンボディア  
駐在日本国特命全権大使 吉岡 範武

カンボディア王国政府

外務大臣 ソン・サン

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

### 第一条

1 日本国は、日本国の生産物並びに日本国の国民及び法人の役務の供与からなる十五億円(一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)の援助を、無償で、かつ、この協定の規定に従い、カンボディアに与えることを約束する。この援助は、この協定の附属書に掲げる計画の実施に充てられるものとする。

2 援助の期間は、両政府が合意により別段の決定をした場合を除くほか、この協定の効力発生の日から三年とする。

### 第二条

カンボディア王国政府は、日本国政府との合意により、第一条の計画の年度実施計画(以下「実施計画」といふ)を確定するものとする。実施計画は、日本国が各年度に供与する生産物及び役務を定めなければならぬ。

### 第三条

1 カンボディアの指定された当局は、第一条に定める生産物及び役務の供与が行われるため、カンボディア王国政府に代つて、日本国民又はその支配する日本国の法人と直接に契約を締結するものとする。

2 1の契約(その変更を含む)は、

(a) この協定の規定

(b) この協定の実施のための両政府間の取極の規定及び

(c) 実施計画

に合致するものでなければならぬ。その契約は、認証を得るため、日本国政府に提出されなければならない。この項の規定に基いて認証された契約は、以下「契約」といふ。

3 1の規定にかかわらず、第一条

1に定める生産物及び役務の供与は、契約を締結することなく行うことができる。ただし、各場合について両政府間の合意によらなければならない。

### 第四条

1 日本国政府は、第三条1のカンボディアの当局が契約により負う債務に充てるため、並びに第三条3に定める場合には同項の規定に基いて行われる生産物及び役務の供与の費用に充てるため必要な支払を、両政府が合意により定める手続によつて、行ふものとする。その支払は、日本円で行ふものとする。

2 1の支払に係る生産物及び役務は、その支払により、かつ、その支払が行われた時に、日本国がカンボディアに供与したものとみなされる。

第五條

両政府は、この協定の円滑なかつ効果的な実施のため必要な措置を執るものとする。

### 第六條

両政府に対しこの協定の実施に関する勧告を行ふ責任を有する両政府

の代表者で構成される合同委員会を設置する。

### 第七條

この協定の実施細目は、両政府が合意により定めるものとする。

### 第八條

この協定は、両締約国によりそれぞれの憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

以上の証拠として、各全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十九年三月二日にブノンペンで、本書二通を作成した。

日本国政府のために

吉岡 範武

カンボディア王国政府のために

ソン・サン

附屬書

1 農業技術センター(農機具部及び巡回診療班を含む)。

2 種畜場

3 両政府間で合意されるその他の生産物及び役務の供与

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月二十五日

衆議院議長 加藤謙五郎  
参議院議長 松野鶴平殿

日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件

日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約

日本国政府及びユーゴスラヴィア連邦人民共和国政府は、両国間の友好及び相互協力の関係を強化し、かつ、その経済関係の発展を促進することを希望して、衡平と相互利益の原則を基礎とする通商航海条約を締結することに決定し、そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

ユーゴスラヴィア連邦人民共和国政府

ユーゴスラヴィア連邦人民共和国駐在

日本国特命全権大使

加瀬 俊一

ユーゴスラヴィア連邦人民共和国政府

ユーゴスラヴィア連邦人民共和国駐在

日本国特命全権大使

ボグダン・ツルノブルニヤ

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥協であると認められた後、次の諸条を協定した。

### 第一条

いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、次の待遇と与えられる。

- (a) 法律による身体の保護に関し、内国民待遇及び最恵国待遇
- (b) 財産の保護に関して、最恵国待遇

いずれの一方の締約国の国民も、内国民待遇及び最恵国待遇に基いて、他方の締約国の機関に対して自己の権利を擁護し、及び当該他方の締約国の法律に従つて、原告又は被告として裁判所において訴訟を行うことを認められる。

### 第二条

いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、入国、旅行、居住及び滞在の権利に関して、最恵国待遇と与えられる。

財産の取得及び事業活動その他の活動に関し、いずれか一方の締約国により第三国の国民に与えられているか又は将来与えられることがあるいかなる利益、便宜、特権又は特典も、他方の締約国の国民に与えられる。ただし、いずれの一方の締約国も、不動産の取得及び鉱業に従事する権利に関して、他方の締約国が当該一方の締約国の国民に与える待遇より有利な待遇を他方の締約国の国民に与えることを義務づけられない。

いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、最

恵国の国民に課される租税、手数料その他の課徴金と異なるか又はそれより高いいかなる種類の租税、手数料その他の課徴金も課されることはない。ただし、各締約国は、相互主義に基いて租税に関する特定の利益と与える権利又は二重課税の防止若しくは歳入の相互的保護のための協定によつて租税に関する特別の利益と与える権利を留保する。

### 第三条

いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、すべての軍事服役又は警備隊若しくは民兵隊への服役を免除され、並びにそれらの服役の代りとして課されるすべての租税及び軍事課徴金を免除される。

前記の免除及びすべての強制戦時公債、軍事取立金、軍用徴発又は強制信託に関し、いずれの一方の締約国の国民も、第三国の国民に与えられる待遇より不利な待遇と与えられることはない。

### 第四条

いずれか一方の締約国の法律に従つて組織され、かつ、その領域内に住所を有する商業、工業及び金融業に従事する法人（海運業又は保険業に従事する法人を含む。）は、他方の締約国の領域内においても法人として認められる。それらの法人の能力は、当該他方の締約国の国内法令に照らして定められる。

それらの法人は、他方の締約国の領域内において、当該国の法令に従つて代理人によつて代表される権利を有する。

この条約の第一条、第二条及び第三条の規定は、法人に適用しうる限り前記の法人にもひとしく適用される。

### 第五条

いずれの一方の締約国も、国際法の原則及び国際慣習に従い、かつ、相互主義に基いて、他方の締約国の領域内に領事官を置くことを認められる。

### 第六条

両締約国は、両国間の貿易及び航海に関するすべての事項について、相互に有利な待遇と与えるものとする。両締約国は、この法令の範囲内において、相互の商品及び役務の交換を容易にし、かつ、奨励するために必要なすべての適当な措置を執ることを約束する。

### 第七条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国の領域を原産地とする産品又はその領域を仕向地とする産品に対して、すべての種類の関税及び課徴金の賦課の制度に関する事項並びに産品の通関、移転及び保管に影響するか又は影響することがある規則及び手続に関する事項のすべてについて、最恵国待遇と与える。

### 第八条

いずれか一方の締約国が第七条に掲げる事項に関して第三国の領域を原産地とする産品又はその領域を仕向地とする産品に対して与えているか、又は将来与えることがあるいかなる利益、便宜、特権又は特典も、他方の締約国の領域を原産地とする

産品又はその領域を仕向地とする産品に対して与えられるものとする。

### 第九条

いずれの一方の締約国も、輸入品について又はこれに関連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税に課する事項並びにその締約国の領域内における輸入品の国内販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響するすべての法令及び要件に関する事項のすべてについて、他方の締約国の産品に対して最恵国待遇と与えるものとする。

### 第十条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の領域を原産地とする産品の国内輸送又は通過輸送に関して、最恵国待遇と与えるものとする。

### 第十一条

いずれの一方の締約国も、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約国の次の物品に対し、現行の国内法令に従つて、関税及び課徴金の免除について最恵国待遇と与えるものとする。

### 第十二条

- (a) 見本。ただし、その価額が非常に少く、かつ、宣伝の目的のためにのみ使用されるものに限定。
- (b) 試験用又は実験用物品
- (c) 展覧会、見本市又は共進会に出品される物品
- (d) 修理され、又は仕上げされる物品
- (e) 商業に使用され、かつ、商品の輸送に供された包装又は容器

### 第十三条

いずれの一方の締約国も、その法令において、他方の締約国の産品の

輸入、当該他方の締約国の領域への産品の輸出又は当該他方の締約国の領域を仕向地とする産品若しくはその領域を積出地とする産品の通過に對し、いかなる禁止又は制限をも設け、又は維持してはならない。ただし、第三国の同様の産品の輸入、第三国への同様の産品の輸出又は第三国を仕向地とする同様の産品若しくは第三国を積出地とする同様の産品の通過が同様に禁止され、又は制限される場合は、この限りでない。この原則に対する例外は、

- (a) 重大な安全上の利益の理由
- (b) 衛生上の理由若しくは有用な動植物の保護の理由又は
- (c) 自国の対外財政状態若しくは国際収支を擁護するの必要に基き許される。

いずれの一方の締約国も、自国政府が所有し、又は支配する企業及びその領域内において排他的又は特別の特権と与えられた独占企業又は機関が、輸入又は輸出を伴う購入又は販売を商業的考慮に従つてのみ行うことを約束する。

両締約国は、それぞれの法令の範囲内において、両国間の陸上交通、海上交通及び航空並びに郵便、電信及び電話による通信を容易にするために適当な措置を執ることを約束する。

いずれか一方の締約国の船舶の国籍は、その船舶が掲げる国旗によつて、かつ、当該締約国の権限のある当局が自国の法令に従つて発給した

昭和三十四年三月二十七日 参議院會議録第二十号

関税及び貿易に関する一般協定の第三表(ブラジルの譲許表)の作成のための交渉に関する議定書の締結について

五二六

書類によつて、他方の締約国により認められる。

いずれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶の積量測定に関する証書(トン数証書を含む)は、他方の締約国の権限のある当局によつて、同当局が発給した証書と同等のものとして認められる。

いずれの一方の締約国の船舶も、外国との間における貿易及び航海のため開放されている他方の締約国のすべての港、場所及び水域に積荷とともに出入することに關して、最惠国待遇を与えられる。その船舶及び積荷は、当該港、場所及び水域において、すべての事項に關して、最惠国待遇を与えられる。

いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の領域に又はその領域からすべての産品を輸送することを含む商業活動に關して、当該他方の締約国によつて最惠国待遇を与えられる。その船舶で輸送される産品は、税関手続その他の手続に關して、最惠国待遇を与えられる。

いずれの一方の締約国の船舶の乗組員も、他方の締約国の領域内において、いかなる第三国の船舶の乗組員に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の領域内において、外国で積載した貨物及び旅客の全部若しくは一部を陸揚し、又は外国向けの貨物及び旅客の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、一の開港地から他の開港地に向つて航海を続ける権利を有する。

この条の規定は、沿岸貿易には適用しない。

この条約において「船舶」とは、漁船、娛樂用ヨット及び運動競技用舟艇を含まない。

## 第十四条

いずれの一方の締約国も、他方の締約国の船舶に対し、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、同様の場合に自国の船舶に与える同一の援助、保護及び免除を与えるものとする。それらの船舶から救い上げられた物品は、すべての関税を免除される。ただし、それらの物品が国内消費のため搬入された場合には、所定の関税を支払わなければならない。

## 第十五条

この条約の最惠国待遇の規定は、いずれか一方の締約国が与える次の利益には適用しない。

- (a) 国境貿易を容易にするために隣接国に与える利益
- (b) 当該一方の締約国が加盟国となつてゐるか又は加盟国となることのある関税同盟により与える利益
- (c) 内国漁業の産品に与える利益

## 第十六条

いずれか一方の締約国の国民又は第四条に定める法人と他方の締約国の国民又は第四条に定める法人との間で締結された商事契約の履行に關連して生ずる紛争に關し締約国の該當する法令に従つて正当に行われた仲裁判断は、その紛争の仲裁が当該商事契約により予知されている場合又はその紛争の仲裁への付託が紛争が生ずる前若しくは後に文書によつて合意される場合には、有効とする。仲裁判断の執行は、次の場合にのみ拒否することができる。

- (a) 仲裁判断が、その判断がされた国の法律に従ひ確定判決の効力を得なかつた場合
- (b) 仲裁判断が、当事者の一方に對し、その判断の執行が求められる国の現行の法令に反する行為を行うことを強制する場合
- (c) 仲裁判断が、その判断の執行が求められる国の公の秩序に反する場合
- (d) 仲裁判断が不利益に援用される当事者が、防禦することができ、適当な時期に仲裁手続について通告を受けなかつた場合又はその当事者が、無能力者であつて正当に代理されてゐなかつた場合

仲裁判断は、その判断の執行が求められる国の法律に従つて執行されるものとする。

## 第十七条

各締約国は、他方の締約国がこの条約の実施に關する事項について行い申入れに對して好意的考慮を払い、かつ、その申入れに關する協議のため適当な機会を与えなければならない。

この条約の解釈又は適用に關する両締約国間の紛争で外交上の経路を通じ、又は他の合意された解決手段によつて満足に調整されないものは、各締約国が任命する各一人の仲裁委員とよりして選定された二人の仲裁委員の合意により定める第三の仲裁委員に三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、いずれか一方の締約国の国民であつてはならない。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約

国に對し紛争の仲裁を要請する旨の通告を行つた日から二箇月の期間内に一人の仲裁委員を任命するものとし、第三の仲裁委員は、次の一箇月の期間内に合意されるものとする。

いずれか一方の締約国が二箇月の期間内に自国の仲裁委員を任命しないとき、又は第三の仲裁委員が定められた期間内に合意されないときは、いずれか一方の締約国は、国際司法裁判所長に對し、一人又は二人以上の仲裁委員を任命するよう要請することができる。

両締約国は、前記の仲裁裁判所によつて与えられるいかなる決定にも従うことを約束する。

## 第十八条

この条約は、国際連合事務局に登録するものとする。

## 第十九条

この条約は、千九百二十三年十一月十六日にウィーンで署名された日本国「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」国間通商航海条約を廃止し、これに代るものとする。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

この条約は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。この条約は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に對しこの条約を終了させる意思を通告した日から六箇月を経過するまで効力を有する。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十九年二月二十八日にベルグラードで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

加瀬俊一

ユーゴスラヴィア連邦人民共和国のために

ボグダン・ツルノブルニヤ

## 議定書

日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約に署名するに當り、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受け、さらに、同条約の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

## 1 条約中の最惠国待遇の規定は、

- (a) 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に基いて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対し、又は (b) 同平和条約第三条に掲げるいづれかの地域に對する行政、立法及び司法に關し同条後段に掲げる事象が継続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して日本国が与えてゐるか、又は将来与へることがある権利及び特権については、適用しない。

## 2 条約第七条、第八条及び第十五条(b)の規定に關し、いづれか一方の締約国が関税同盟の加盟国に与えると同様の特別の利益を関税同盟の加盟国でない国に与える場合には、その締約国は、同一の利益を

他方の締結国は対しても与えなければならぬことが了解される。

3 第二項第一項の最惠国待遇の規定は、旅券及び査証に関する事項には適用せず、また、兩締結国は、これらの事項を引き続き国内法令に基いて決定することが確認される。

4 条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に関して、いかなる権利をも許すし、又はいかなる義務をも課するものと解してはならないと了解される。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百五十九年二月二十八日にベルグラードで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

加瀬俊一

ユーゴスラヴィア連邦人民共和國のために

ボグダン・ツルノブルニヤ

〔杉原龍太君登壇、拍手〕

○杉原龍太君 たいだいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、関税及び貿易に関する一般協定の第三表（ブラジルの譲許表）の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

この議定書は、ブラジルの新関税法の制定に伴って、ガットにおける同国

の関税譲許表を新しく作り直す必要が生じ、そのため、これに関連して、ガットの関税交渉会議がわが国を含む二十五カ国参加のもとに昨年ジュネーブで開催され、その結果作成されたものであります。この議定書に基きまして、わが国はブラジルから十四の税目の関税譲許を獲得するとともに、ブラジルに対して二つの税目の譲許を与えらるることになっております。

本件の審議におきましては、この議定書に基いてわが国がブラジルから獲得する権利、及び同国に与える義務の具体的内容、並びにブラジルの関税譲許に関連して新たに定められた他のガット諸国の譲許に均霑することによってわが国の得る利益、現在停滯状態にあるブラジルとの貿易の打開策等の点について質疑が行われました。

次に、日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

カンボディアにおきましては、昭和二十九年十一月、サンフランシスコ平和条約に基く賠償請求権の放棄を通告して参りましたので、政府はこの好意に報いるために、同国に対し、経済開発のため援助を供与する用意がある旨を申し入れておいたのであります。その後、昭和三十三年に至り、カンボディア政府より、農業及び牧畜の開発のため、わが国の援助を得たい旨の希望の表明がありましたので、自來交渉を進めて参りました結果、本年三月二日この協定の署名が行われたのであります。

この協定は、わが国がカンボディアに対し、総額十五億円の無償の援助を、原則として三年の期間内に、日本国の生産物及び日本人の役務の形で供与することを定めたものであります。しこうして、この援助の内容としては、主として農業技術センターと、家畜の改良をはかるための種畜場の設置が計画されておることが付属書に定められております。

本件につきましては、種畜場設置の計画は、牛のごとき場合、熱帯方面においては特に注意を要すると思われるが、いずれの側から持ち出されたのか、またその種畜の種類はどういうものであるか等の点について質疑が行われました。

最後に、日本国とユーゴスラヴィア連邦人民共和國との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

政府の説明によりますと、わが国とユーゴスラヴィアとの間の通商航海条約は、大正十二年に締結されたものでありまして、戦後の実情に適しない点がありまして、昭和二十八年以來、新条約の締結について交渉が進められました結果、本年二月二十八日、ベルグラードで本条約の署名が行われたのであります。

この条約の内容は、戦後わが国が他の国との関係においても採用して参ります一般通商航海条約の原則をできるだけ取り入れたものであります。

本件につきましては、新条約を必要とした具体的実情、他の国との通商航海条約と特異な点、並びに兩國間の通商関係の現状等について政府の説明が求められました。

委員会は、昨三月二十六日、以上三件に対する質疑を終え、討論、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより三件の採決をいたします。

三件全部を問題に供します。三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。よって三件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長（松野鶴平君） 日程第五、漁港法の一部を改正する法律案、

日程第六、漁船法の一部を改正する法律案（いずれも衆議院提出）、

日程第七、酪農振興法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、

以上三案を一括して議題とすることにより御異議ございませんか。

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。農林水産委員長秋山俊一郎君。

審査報告書

漁港法の一部を改正する法律案右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十五日  
農林水産委員長 秋山俊一郎  
参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
この法律案は、利用範囲が全国的な漁港のうち、水産業の振興に特に重要なものを特定第三種漁港とし、これが漁港修築計画は農林大臣が定めて、その整備を図ることとし、よりとするものであつて、適当な措置と認められる。

二、費用  
この法律施行のため特に経費を必要としない。

漁港法の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する  
昭和三十四年三月十八日  
衆議院議長 加藤謙五郎  
参議院議長 松野鶴平殿

漁港法の一部を改正する法律案（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「施行しようとする場合の下に（次条第一項の特定第三種漁港に係る場合を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。（特定第三種漁港の漁港修築計画等）

第十九条の二 特定第三種漁港（第三種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるものをいう。）については、国以外の者が行う漁港修築事業についても、その漁港修築計画は、農林大臣が第十七条第一項の漁港の整備計画に基いてこれを定める。この場合において、農林大臣は、当該施行者たるべき者の意見を徴し、その

漁港法の一部を改正する法律案の作成のための交渉に関する議定書の締結について

昭和三十四年三月二十七日 参議院會議録第二十号 漁港法の一部を改正する法律案外二件

意見を尊重してこれを定めなければならぬ。

2 国以外の者が前項の漁港修築計画に基いて漁港修築事業を施行しようとする場合には、農林大臣の許可を受けなければならない。

3 農林大臣は、事情の変更その他の事由により必要があるときは、第一項の例により同項の漁港修築計画を変更することができる。

4 第一項又は前項の規定により漁港修築計画を定め又は変更しようとする場合には、前条第五項から第七項までの規定(第五項後段の規定を除く。)を準用する。この場合において同条第五項前段中「第一項又は第三項の場合において、漁港修築事業を施行しようとする者」とあるのは「第十九条の二第一項又は第三項の場合において、農林大臣」と、第七項中「当該施行者たるべき者」とあるのは「国」とそれぞれ読み替へるものとする。

「第十九条第五項中「前条第一項」を「第十九条第一項」に改める。  
第二十四条の四第一号中「第二十二條第一項」を「第十九条の二第三項の規定による変更があつたとき、第二十二條第一項」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前に漁港法第十九条第一項の規定により許可された漁港修築事業であつて改正後の漁港法第十九条の二第一項に規定する漁港に係るものの施行については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

漁船法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。  
昭和三十四年三月二十五日  
衆議院議長 加藤謙五郎  
参議院議長 松野鶴平殿

漁船法の一部を改正する法律  
漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「漁船は、」を「漁船(総トン数一トン未満の無動力漁船を除く。）」に改める。  
第十二條中「前条を」第十一條に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。  
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

酪農振興法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十四年三月二十五日  
衆議院議長 加藤謙五郎  
参議院議長 松野鶴平殿  
(小字及び一は衆議院修正)  
酪農振興法の一部を改正する法律案  
酪農振興法の一部を改正する法律案  
酪農振興法(昭和二十九年法律第

百八十二号)の一部を次のように改正する。  
目次を次のように改める。

第一章 總則(第一條・第二條)  
第二章 集約酪農地域  
第一節 集約酪農地域の指定(第三條・第七條)  
第二節 集約酪農地域における草地の改良等(第八條・第九條)

第三章 集約酪農地域に係る集約酪農施設及び乳業施設(第十條・第十七條)  
第二章の二 酪農経営改善計画(第十八條・第十八條之三)

第三章 生乳等の取引(第十九條・第二十四條の二)  
第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置(第二十四條之三・第二十四條之四)

第四章 雜則(第二十四條の五・第二十六條の二)  
第五章 罰則(第二十七條・第二十九條)

附則  
第一條中「及び生乳等の取引の公正を」と並びに生乳等の取引の公正並びに牛乳及び乳製品の消費の増進に、「急速な普及発達」を「健全な発達」に改める。  
第八章を削る。  
第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 集約酪農地域における草地の改良等  
第二章第二節中第九條を削り、第十條の見出し並びに同条第一項及び第四項から第六項までの規定中「又は市町村」を削り、同条第一項中「前条の規定により定められた計画」を「酪農振興計画」に、「その区域内にある草地」を「集約酪農地域の区域内にある草地(主として家畜の放牧又はその飼料若しくは肥料の採取の目的に供される土地をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「又は市町村長を削り、同条第二項中「事項を定めて」の下に「省令で定める手続により、これを公表するとともに、」を加へ、「又は政令で定める使用収益の権利」を、使用貸借による権利又はその他の使用収益を目的とする権利に改め、同条を第八條とし、第十一條を第九條とする。

第二章第三節の節名中「集約酪農地域における」を「集約酪農地域に係る」に改め、同条第十二條を第十條とし、第十三條中「酪農事業施設」を「酪農事業施設(第十三條第一項の規定による届出がなされているものを除く。）」に改め、同条を第十一條とし、第十四條第二項中「第十二條第二項」を「第十條第二項」に改め、同条を第十二條とし、同条の次に次の一條を加へる。  
(指定地域における酪農事業施設の届出等)

第十三條 集約酪農地域の周辺の地域のうち、その地域内に酪農事業施設を設置すればその酪農事業施設が輸送条件から見てもその集約酪農地域の区域内の生乳の生産者の

相当部分から継続して生乳の供給を受けることができる」と認められる地域で農林大臣の指定するもの(以下「指定地域」という。)の区域内において、酪農事業施設を新たに設置しようとする者は、省令で定める手続に従ひ、都道府県知事に届け出なければならない。指定地域の区域内に設置されている酪農事業施設につき前条第一項の省令で定める変更をしようとする者についても、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該集約酪農地域における生乳の生産者及び当該生乳の生産者から生乳を買い受けて乳業を行う者の経営の健全な発展に資するため必要がある」と認めるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その届出をした者に対し、その届出に係る事項に關し、当該集約酪農地域に係る酪農事業施設の配置を適正なものとするために必要な勧告をすることが出来る。

3 第十一條の規定は、第一項の規定による農林大臣の指定があつた場合において、その指定の際現にその指定地域の区域内において酪農事業施設を設置している者について準用する。

第十五條中「集約酪農地域」の下に「若しくは指定地域」を加へ、同条を第十四條とする。  
第十六條第一項中「第十二條第一項又は第十四條第一項」を「第十條第一項又は第十二條第一項」に改め、同条を第十五條とする。



第十七条を第十六条とし、第十八条を第十七条とし、第二章の次に次の一章を加える。

## 第二章の二 酪農経営改善計画

### (酪農経営改善計画)

第十八条 次の各号の一に該当する市町村は、その区域内における酪農経営の改善を図るため、省令で定める手続により、その区域内の酪農経営者等の意見を聞き、これを基礎として、これらの者の酪農経営の改善を図るための計画(以下「酪農経営改善計画」という。)を作成することができる。

一 その区域内における乳牛の飼養頭数及び飼養密度、その区域内の農用地の利用に関する条件並びにその区域内で生産される生乳の販売に関する条件が省令で定める基準に適合する市町村  
二 その区域の全部又は一部が集約酪農地域の区域の一部である市町村

2 酪農経営改善計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その区域内の農業者の農業経営の条件に於ける酪農経営の改善の目標

二 当該計画の期間  
三 乳牛の導入、生産、更新等に関する事項

四 牛乳の生産数量並びにその販売、処理及び加工に関する事項

五 乳牛の飼養管理の改善及び生乳の品質の向上に関する事項

六 市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会が行う草地改良事業に関する事項

七 前号に掲げるもののほか、草地の造成、改良及び保全、飼料作物の作付その他自給飼料の生産並びに飼料の購入に関する事項

八 その他酪農経営の改善を図るために必要な事項

九 前六号に掲げる事項を行う場合における所要資金の額及びその調達方法並びにその全部又は一部を借入金による場合にあつてはその償還方法

3 酪農経営改善計画は、当該計画における酪農経営の改善の目標が当該計画に係る地域の自然的経済的条件に適合し、かつ、当該計画に定められる改善措置がその地域内の酪農経営者の大部分についてその酪農経営の改善の目標に到達するための手段として適切なものでなければならない。

4 酪農経営改善計画で、その計画に係る地域の全部又は一部が集約酪農地域の区域の一部であるものについては、前項の規定によるほか、当該計画の内容がその集約酪農地域に係る酪農振興計画の内容と調和するものでなければならない。

5 市町村は、第一項の規定により酪農経営改善計画を作成する場合において、当該計画の内容として当該計画に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合又は農業協同組合連合会が行うべき事項について定めようとするときは、省令で定める手続により、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会に協議しなければならない。

6 酪農経営改善計画については、都道府県知事は、市町村からの申出があつたときは、その作成に関し必要な助言、勧告その他の援助を行うものとする。

7 市町村は、酪農経営改善計画を作成したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(酪農経営改善計画の変更)  
第十八条の二 市町村は、酪農経営改善計画の変更をするには、省令で定める手続により、その変更しようとする部分につき、その区域内の酪農経営者の意見を聞き、これを基礎として変更計画を作成しなければならない。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の酪農経営改善計画の変更について準用する。

(草地改良事業についての規定の準用)  
第十八条の三 第八條第二項から第五項までの規定は、市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、第十八条第七項の規定により公示した酪農経営改善計画に基づき草地改良事業を行う場合及び酪農経営改善計画に係る市町村の区域内にある草地又はその保全若しくは利用上必要な施設につき災害復旧事業を行う場合に準用する。この場合において、同条第五項中「条例」とあるのは、「それぞれ当該市町村の条例又は当該農業協同組合若しくは農業協同組合連合会の規約」と読み替へるものとする。

第十九条の次に次の二条を加える。

(売買価格等の約定)  
第十九条の二 生乳等取引契約でその存続期間が三十日をこえるものについては、当事者は、少なくともその生乳等取引契約の存続期間の最初の三十日につき、生乳等の売買価格及び数量並びに生乳等及びその代金の受渡の方法を約定しておかなければならない。

2 前項に規定する生乳等取引契約で、生乳等の売買価格若しくは数量又は生乳等若しくはその代金の受渡の方法がその生乳等取引契約の存続期間の一部については、当事者は、その約定されていない期間の開始する日から省令で定める一定期間前までに約定しようとする内容を明らかにして相手方に申し出て、当該期間の開始するまでに成約するように努めなければならない。

(組合等が当事者となる契約等についての勧告)  
第十九条の三 農林大臣又は都道府県知事は、生乳の生産者を直接又は間接の構成員とし、その構成員の生産する生乳の販売事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条において「組合等」という。)が、省令で定めるところにより、乳業を行う者に対し、案を示して生乳等取引契約又は生乳等取引契約に関する農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)

第十條第一項第十一号の団体協約の締結又は変更のため交渉をした旨の申込をし、かつ、その申込をした旨を農林大臣又は都道府県知事に申し出た場合において、生乳等の取引の公正を確保するため、特に必要があると認めるときは、その乳業を行う者に対し、その生乳等取引契約又は団体協約の締結又は変更の交渉に必ずすべき旨の勧告をすることができる。

第二十條の前の見出し及び同条から第二十二條までを次のように改める。

(紛争のあつせん又は調停)  
第二十條 都道府県知事は、生乳等取引契約に係る紛争につき、その当事者の双方又は一方から政令で定めるところによりあつせん又は調停の申請があつた場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、すみやかに、あつせん又は調停を行うものとする。

第二十一條 都道府県知事は、前条の調停を行う場合には、その紛争の当事者から意見を聞いて、紛争の解決に必要な調停案を作成しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の調停案を作成するため特に必要があるときは、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

3 農林大臣は、前項の規定による請求に係る協力をする場合において必要があるときは、中央生乳取引調停審議会の委員の中から適当

くは農業協同組合連合会の規約と読み替へるものとする。

第十九条の次に次の二条を加える。

(売買価格等の約定)  
第十九条の二 生乳等取引契約でその存続期間が三十日をこえるものについては、当事者は、少なくともその生乳等取引契約の存続期間の最初の三十日につき、生乳等の売買価格及び数量並びに生乳等及びその代金の受渡の方法を約定しておかなければならない。

2 前項に規定する生乳等取引契約で、生乳等の売買価格若しくは数量又は生乳等若しくはその代金の受渡の方法がその生乳等取引契約の存続期間の一部については、当事者は、その約定されていない期間の開始する日から省令で定める一定期間前までに約定しようとする内容を明らかにして相手方に申し出て、当該期間の開始するまでに成約するように努めなければならない。

(組合等が当事者となる契約等についての勧告)  
第十九条の三 農林大臣又は都道府県知事は、生乳の生産者を直接又は間接の構成員とし、その構成員の生産する生乳の販売事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条において「組合等」という。)が、省令で定めるところにより、乳業を行う者に対し、案を示して生乳等取引契約又は生乳等取引契約に関する農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)

な者を指名し、その者にその事務を行わせることができる。

第二十二條 都道府県知事は、前条第一項の調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2 当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第二十三條を削り、第二十四條中「第二十二條第一項の協定案」を「前条第一項の規定による勧告に係る調停案」に、「あつた」を「調停」に、「及び協定案」を「及び調停案」に改め、同条を第二十三條とし、第三章中同条の次に次の二条を加える。

第二十四條 農林大臣は、生乳等取引契約に係る紛争でこれにつき都道府県知事に対し調停の申請があつたものについて当該都道府県知事からの申出があつた場合において、その申出に係る紛争と同種の紛争が他の都道府県においても発生しており、又は発生するおそれがあり、これらの紛争のなりゆき

によつては広範な地方にわたり生乳等の取引関係に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、中央生乳取引調停審議会の意見を聞き、その紛争の調停を農林大臣において処理すべき旨の決定をすることができる。

2 農林大臣は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該申出をした都道府県知事及び当

該紛争の当事者に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該紛争に係る調停を打ち切り、すみやかに、農林大臣に対し、当該紛争について処理の経過を報告するとともに、関係書類を送付しなければならない。

第二十四條の二 農林大臣は、前条第一項の決定をしたときは、遅滞なく、中央生乳取引調停審議会の委員の中から三人を調停員として指名し、当該紛争に係る調停をその指名した調停員に行わせなければならない。

2 第二十一條第一項、第二十二條及び第二十三條の規定は、前項の調停員が行う調停について準用する。この場合において、第二十三條中「都道府県知事」とあるのは、「農林大臣」と読み替へるものとする。

第三章の次に次の一章を加える。  
第三章の二 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進等に関する措置

(国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進)  
第二十四條の三 国は、国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることに伴ひ、酪農の健全な発達に資するため、国内産の牛乳及び乳製品について、これを学校給食の用に供することを促進するほか、集団飲用を奨励し、流通の合理化を促進するための援助を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(国内産の乳製品の保管)  
第二十四條の四 農林大臣は、牛乳及び乳製品の需給が著しく均衡を失したため、乳業を行う者の経営が著しく困難となり、その事態を放置すれば、広範な地方にわたり生乳の取引価格が低落するおそれがあるとき、乳業を行う者に乳製品の製造を委託する農業協同組合及び農業協同組合連合会を含む。

が国内産の乳製品で学校給食の用に供することができるものを計画的に保管すれば当該事態を克服して酪農の健全な発達を図ることができることと認めるときは、文部大臣に協議し、かつ、酪農振興基金の意見を聞き、保管すべき乳製品の種類、数量、保管期間その他省令で定める事項を記載した乳製品の保管計画を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の規定により乳製品の保管計画を定めたときは、省令で定める手続により、これを公表するとともに、酪農振興基金に通知しなければならない。

3 酪農振興基金は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、農林大臣に対し、第一項の乳製品の保管計画の実施のために必要な債務保証の計画を作成して農林大臣に提出しなければならない。

第四章中第二十五條の前に次の一条を加える。  
(助成)  
第二十四條の五 国は、毎年度、予算の範囲内において、第三條第二項の酪農振興計画の実施、酪農経

営改善計画の実施、第二十四條の三の学校給食に係る措置の実施及び前条第一項の乳製品の保管計画の実施に要する経費を補助することとができる。

2 国は、第三條第二項の酪農振興計画及び酪農経営改善計画を実施するため必要な資金の融通のあつせんその他必要な奨励措置を講ずるよう努めるものとする。

第二十五條を次のように改める。  
(報告及び検査)  
第二十五條 農林大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があるときは、牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管又は販売の事業を行う者からその業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十六條第一項中「(以下)審議会」というを削り、同条第二項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項中「審議会」を「酪農審議会」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 委員は、牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管、販売又は消費に関し学識経験を有する者の中から農林大臣が任命する。

第二十六條第九項中「学識経験を有する者」を「牛乳又は乳製品の生産、集荷、保管、販売又は消費に関し学識経験を有する者」に改め、同条第十一項中「規定するものを除く外」を「定めるもののほか」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(生乳取引調停審議会)  
第二十六條の二 農林省に、中央生乳取引調停審議会を置く。

2 都道府県は、条例で定めるところにより都道府県生乳取引調停審議会を置くことができる。

3 中央生乳取引調停審議会は農林大臣の、都道府県生乳取引調停審議会は都道府県知事の諮問に依りて、それぞれこの法律の規定による生乳等取引契約に係る紛争の調停に関する重要事項を調査審議する。

4 中央生乳取引調停審議会及び都道府県生乳取引調停審議会(以下「調停審議会」という)は、委員五人以内で組織する。

5 委員は、生乳等の取引に関し学識経験を有する者の中から、中央生乳取引調停審議会にあつては農林大臣が、都道府県生乳取引調停審議会にあつては都道府県知事が任命する。

6 調停審議会に会長を置く。

7 会長は、委員の中から中央生乳取引調停審議会にあつては農林大臣が、都道府県生乳取引調停審議会にあつては都道府県知事が任命する。

8 会長は、会務を総理し、調停審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

10 委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、調停審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、中央生乳取引調停審議会にあつては政令、都道府県生乳取引調停審議会にあつては都道府県知事の定めるところによる。

第二十七条第一号中「第十二条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第二十八条中「同条第二項」を「同項」に改める。

第二十九条中「第十一条、第十三条又は第十五条」を「第九条、第十一条(第十三条第三項において準用する場合を含む)、第十三条第一項又

は第十四条」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の第十条の規定により都道府県又は市町村が行つてゐる草地改良事業(同条第六項の災害復旧事業を含む。)については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の第二十条の規定による申請があつた生乳等取引契約についての紛争に係るあつせんについては、なお従前の例による。

4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中

酪農審議会  
酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要事項を調査審議すること。

酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)により酪農振興に関する重要事項を調査審議すること。

中央生乳取引調停審議会の調停に関する重要事項を調査審議すること。

〔秋山俊一郎君登壇、拍手〕

○秋山俊一郎君 ただいま議題になりました農林水産委員会付託の衆議院提出にかかる漁港及び漁船関係の、また、内閣提出の酪農振興関係等三つの法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

まず、漁港法の一部を改正する法律案でありますが、昭和二十五年、漁港法が制定され、自來全国にわたり漁港の整備が進められ、しかして漁港は、その位置、規模及び利用度等によつて、第一種から第四種までに格づけされ、利用範囲が全国的なものは第三種

漁港として取り扱われております。しかし、これらの第三種漁港も、水揚高の多寡、あるいは国民経済に対する寄与の度合い等におのずから差異があらますので、この際、第三種漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるものを特定第三種漁港とし、これらの漁港については、国以外の方が行つた漁港修築事業でありまして、その修築計画は、農林大臣が漁港整備計画に基いてこれを定めることとし、そのうちこの法律案が提案された理由とその内容であります。

委員におきましては、提案理由の説明を聞き、質疑に入り、特定第三種漁港の選定基準、及び予定漁港、特定第三種漁港の修築計画とその実施方法、及びその予算的裏づけ、並びにこれが既定の漁港整備計画に及ぼす影響、この法律案の真のねらいとその効果、漁港整備に関する参議院の決議に対する政府の措置、漁港法と港海法との関係等について、提案者あるいは政府の見解がただされ、その間において、特定第三種漁港の選定基準及び予定漁港については、年間の水揚量五万トン以上、水揚量に対する県外出荷量の割合が五〇％以上、入港動力船の総トン数二十五万トン以上で、接岸施設が水深四メートル以上、長さ百五十メートル以上と予定し、この基準に適合するものとしては、長崎、博多、下関、焼津、三崎、銚子、塩釜及び八戸の八港が予定される旨が答えられ、また、特定第三種漁港の修築に対する予算的裏づけについては、今後極力努力したい旨、三浦農林大臣及び佐野大蔵政務次官から政府当局の意図が述べられました。

かくして質疑を終り、討論に入り、千田委員から、漁港修築費予算の増額を要望して法律案に賛成が述べられ、他に発言もなく、採決の結果、この法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次は、漁船法の一部を改正する法律案であります。現行漁船法におきましては、漁船はすべて登録を受けなければならぬことになっており、現在登録を受けている漁船は約四十万隻で、そのうちには、機、「かい」のみをもつて操業する一トンに満たないきわめて小型のものが約十九万隻も含まれてゐるのであります。これら小型漁船を使用する漁業者は、すべて沿岸における零細な漁業者で、これらの者に登録及び検閲を強制することは、その者の漁業に支障を与えるばかりでなく、ほとんど実益がないという理由で、総トン数一トン未満の無動力漁船については登録を廃止することにしようとするのが、この法律案が提案された理由とその内容であります。

委員におきましては、提案理由の説明を聞き、質疑に入り、漁船登録の意義とその実益、及びこれが廃止の理由とその利害、政府の漁船建造の方針等について、提案者あるいは政府の見解がただされ、かくして質疑を終り、討論に入り、千田委員から、小型漁船の登録廃止後の善後策について政府の善処を要望して、法律案に賛成が述べられ、他に発言もなく、採決の結果、この法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、酪農振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、この法律案の提案の理由であります。昭和二十九年、酪農を急速に発達させるため酪農振興法が施行され、以来、乳牛の飼育も、生乳の生産も、また牛乳及び乳製品の消費も、ともに急速な伸びを示したのであります。最近牛乳及び乳製品の消費の伸びがよりやく鈍り、過剰の傾向が現われ、酪農のためいろいろ困難な問題が起つてきましたので、このようない事態に対処して、酪農経営を計画的に改善し、生乳の公正な取引を促進し、また、牛乳及び乳製品の消費を増進し、過剰乳製品について計画的に保管する道を開く等の措置を制度化しようとするものであります。

次は、法律案の内容であります。その骨子は、概略次のようであります。

第一は、法律の目的を改正して、従来は酪農の急速な普及と発達をはかることを目的としたのでありますが、これを牛乳及び乳製品の生産から消費に至るまでの各段階を均衡させつつ酪農の健全な発達を所期するものとす。

第二は、指定地域における酪農事業施設の届出とその適正配置に関する規定を設け、集約酪農地域の周辺の特定の地域を指定地域として、その地域のうちにおいて酪農事業施設を新設または変更しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないこととし、その際、都道府県知事は、その施設の配置を適正にするため必要な勧告をすることができるとす。

第三は、所定の条件に該当する市町村は、その区域内における酪農経営の

改善をはかるため、酪農経営改善計画を作成することができるとし、その作成及び変更の手続を定め、これが実施に対する国の補助及び奨励措置等に関し規定し、

第四は、生乳等の取引契約の内容のうち、価格、数量及び代金の受け渡し方法に関し、生乳生産者と乳業者との協議について規定し、また、生乳等の取引に関し、これが販売事業を行う農業協同組合等の乳業者に対する契約または団体協約の交渉の申し込みについて、農林大臣または都道府県知事が乳業者に勧告することができるとし、生乳等の取引に關する紛争の調停について、都道府県における機構を強化するとともに、中央においても調停を行つ得ることとし、このため農林省に中央生乳取引調停審議会を設け、また、都道府県に条例で都道府県生乳取引調停審議会を置くことができるとしたものであります。なお、この点に關し、衆議院において、知事があつせんまたは調停をなし、農林大臣が調停の処理を決定する場合を拡大する修正が加えられたのであります。

第五は、国産の牛乳及び乳製品を学校食用に使用する措置を法定し、なお、国はこの措置の実施に要する経費を補助することができるとしております。

第六は、牛乳及び乳製品の需給の不均衡に伴う価格の低落による緊急の場合に、農林大臣は学校給食に供することのできる国産の乳製品の保管計画を定め、酪農振興基金の債務保証機能の活用と相俟つてその需給の調整をはかることとし、

第七は、農林大臣または都道府県知事の報告、徴収及び立ち入り検査の場合及び対象を広げることとした等であり、

委員会におきましては、まず提案の理由その他について説明を聞き、質疑に入り、集約酪農地域の周辺に設ける指定地域の意義、その区域及びこれが定め方、集約酪農地域と指定地域との関係、乳価等の約定の具体的方法、酪農審議会委員の構成、市乳と原料乳との関係、酪農審議会と中央生乳取引調停審議会との関係、都道府県生乳取引調停審議会の設置を任意とした理由、市町村における酪農経営改善計画作成の具体的方法、牛乳の生産費と乳価との関係、乳価の維持安定対策、牛乳の需給とその見通し、乳製品の保管方法、草地改良事業の拡大、乳業育成の基本方針、国民栄養と農畜産物の生産ひいては関係行政の合理化、酪農の指導体制、牛乳及び乳製品の消費の拡大等の事項について、諸般の問題に關し当局の所見が尋ねられ、その当否がたされ、かくして質疑を終り、討論に入り、東委員から日本社会党を代表して法律案に賛成し、なお各会派の共同をもつて、この法律の施行に關し、酪農事業施設の規制の適正等七つの事項にわたり政府の善処を求める趣旨の附帯決議を提案され、続いて千田委員及び清澤委員から、それぞれ意見あるいは希望を付して法律案及び附帯決議に賛成が述べられ、続いて採決の結果、全会一致をもつてこの法律案は附帯決議とともに原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、この附帯決議に對し、高橋農林政務次官から、その趣

旨を体し善処したい旨、政府の見解が述べられました。  
以上、これが詳細は會議録に譲ることを御了承願ひ、報告を終わります。  
(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。  
三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第八、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
まず委員長の報告を求めます。運輸委員長大倉精一君。

審査報告書  
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案  
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十五日  
運輸委員長 大倉 精一  
参議院議長松野鶴平殿  
要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、日本国有鉄道の経営の現情にかんがみ、支社制度の強化策として理事の定数を増加し、又、国鉄が共同して使用する輸送施設の運営を行ふ事業に投資することができるようになると

もに、運輸大臣の監督権の一部を陸運局長に委任しようとするもので、委員会は適当な措置と認めた。  
なお別紙の附帯決議を行つた。

二、費用  
経費は全体として増加はない。

附帯決議  
日本国有鉄道経営の現情にかんがみ政府並に国鉄当局は左記事項につき至急善処すること  
一、支社制度の整備を計ること  
二、支社長と専門業務を主管する者との待遇の権衡を考慮すること  
三、鉄道管理局の区域等につき再検討を行うこと  
四、業務量に応じた要員の適正なる配置につき再検討すること

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年二月二十七日  
衆議院議長 加藤 謙五郎  
参議院議長松野鶴平殿

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案  
日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。  
目次中「(第五十六條第六十三條)」を「(第五十六條第六十四條)」に改める。

第六條を次のように改める。  
(投資)  
第六條 日本国有鉄道は、他の法律に定めるものを除くの外、その業務の運営に必要な場合には、運輸大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行ふ事業に投資することができ、

2 日本国有鉄道は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定による投資に係る輸送施設に關しその使用状況その他の事項を運輸大臣に報告しなければならない。  
第九條第三項第七号中「承認を受けるべき事項」の下に「(運輸省令で定める事項を除く。)」を加える。

第十條第一項中「理事五人以上十人以内」を「理事十一人以上十六人以上」に改める。  
第五十五條第六号を削り、第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ、第二号の次の一号を加える。

三 第六條第二項又は前條第二項の規定に基く報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。  
第六十三條の次に次の一條を加える。  
(職権の委任)  
第六十四條 この法律に規定する運輸大臣の職権で運輸省令で定めるものは、陸運局長が行ふ。

附則  
この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

## 〔大倉精一君登壇、拍手〕

○大倉精一君 ただいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、現行法中、理事の定数の増加、関連事業への投資及び運輸大臣の職権の一部委任について改正し、よりとするものでありまして、改正案に関する政府の説明によりますと、

第一の理事の定数の増加につきましては、支社制度を強化するため、理事のうちから支社長を任命し、理事会に支社の実情を反映させると同時に、理事会の意向を支社に徹底させるための措置であることとあります。

第二の関連事業への投資につきましては、日本国有鉄道が他の運送事業者と共同使用する輸送施設の運営を行う事業に対して、予算の範囲内で投資することができるようによりしとするものであります。

第三の運輸大臣の職権の委任につきましては、運輸大臣の職権のうち地方の事情を具体的に把握している陸運局長に行かせた方が適切で、かつ能率的であるものについて、これを陸運局長に行わせることができるようによりしとするものであります。

以上が政府の説明の要旨であります。

次に、委員会における本法案に関するおもなる質疑について申し上げます。委員会における質疑は、主として国鉄機構のあり方及びその運用、特に理事支社長制をとる場合における採算性の強化により生ずる公共性の欠如、民間企業への圧迫、国鉄の投資の対象、新

たな大臣権限委任事項について、各般の角度より各委員から質疑が行われました。が、それらは会議録によりごらんを願うことにして、運輸大臣及び政府当局並びに国鉄総裁よりの答弁及び説明のおもな点について申し上げます。

まず第一は、現在の六つの支社の支社長を理事をもつて充て、新たに輸送力の強化をはかるため、新潟、広島及び高松にそれぞれ支社を新設したいというものでありまして、次は、理事となる六支社の支社長と新設の三支社の支社長との間には何ら権限の差異はつけたいということとあります。次に、将来投資の対象として考えておるのは自動車ターミナルであるが、昭和三十四年度には予算に計上しておらないこととありました。なお、国鉄の五カ年計画実施に関する責任体制及び職別要員の充足に關しましては、

早急に責任体制の強化をはかり、職別要員の件については、企業近代化、事務の機械化による余剰人員の配置転換及び自然減による補充のほか、善処したいとのこととありました。

質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して相澤委員より、本法案に賛成の旨の意見の開陳があり、本法案が日本国有鉄道の公益性より採算性を強調していること、及びこのために労働強化を生ずるおそれがあることを指摘し、その実施に当たっては、公益性を尊重し、労使協調して業務の運営に当るべきであるとし、また部外投資についても慎重にこれを行うことを希望し、さらに次の附帯決議案を委員会の決議とすることを提案せられました。すなわち、

日本国有鉄道経営の実情にかんがみ、政府並びに国鉄当局は左記事項につき至急善処すること。  
一、支社制度の整備をはかること。  
一、支社長と専門業務を主管する者との待遇の権衡を考慮すること。  
一、鉄道管理局の区域等につき再検討を行うこと。  
一、業務量に応じた要員の適正なる配置につき再検討すること。

次に、日本共産党を代表して岩間委員より、この法案の実施は、支社の間に格差を生ずること、公益性の保持並びに民主的運営に逆行すること、国鉄経営の現状から見て部外投資に反対であること、陸運局長の現状から見て大臣権限の地方委譲は十分その効果が期待し得られない等の趣旨から、本法案に對し反対の旨の意見の開陳がありました。

以上で討論を終り、直ちに採決に入りましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。また相澤委員提案の附帯決議案につき採決いたしましたところ、これまた多数をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第九、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案、

日程第十、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、  
以上兩案を一括して議題とすること  
に御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱ふ者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員会理事千葉信君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕  
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月三日  
衆議院議長 加藤謙五郎  
参議院議長 松野鶴平殿

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
第五條中「企画調整局」を「計画局」に改め、「調査普及局」を削る。  
第六條中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。  
第七條を次のように改める。

(計画局の事務)  
第七條 計画局においては、次の事務をつかさどる。

一 科学技術(原子力利用に關するものを除く。以下次条において同じ)に關する基本的な政策の企画、立案及び推進に關すること。  
二 科学技術(原子力利用及び資源の総合的利用に關するものを除く。以下次条において同じ)に關する内外の動向の調査及び分析に關すること。  
三 科学技術に關する統計の作成に關すること。  
四 日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は報告に關すること。  
五 日本科學技術情報センターに關すること。  
第十條を削り、第九條を第十條とし、第八條を第九條とし、第七條の次に次の一條を加える。  
(振興局の事務)  
第八條 振興局においては、次の事務をつかさどる。

一 關係行政機關の科學技術に關する事務の総合調整に關すること。  
二 關係行政機關の試験研究機關の科學技術に關する經費及び關係行政機關の科學技術に關する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する經費の見積の方針の調整に關すること。  
三 科學技術に關し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に關すること。(他の行政機關の所掌に屬することを除く。)

四 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に関すること。

五 理化学研究所に関すること。

六 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施の推進に関すること。

七 技術士に関すること。

八 科学技術庁の所掌事務に関する統計及び調査資料の頒布及び刊行に関すること。

九 科学技術庁の所掌事務に関する広報及び啓発に関すること。

第十二条第二項中「命を受け」の下に「科学技術に関する基本的な政策を審議するほか」を加える。

第十三条第四項中「一人」を「二人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月六日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

〔は衆議院修正〕

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表中水質審議会の項の次に次のように加える。

地盤沈下対策審議会

経済企画庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、地盤沈下対策に関する重要事項を調査審議すること。

九州地方開発審議会

経済企画庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、九州各県及び山口県の区域の開発に関する重要事項を調査審議すること。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 だいたい議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案は一件につきまして、内閣委

は考えられないので、これをよりよい体制に編成することにより、科学技術振興に関する政府の施策の遂行をさらに周密なものとするともに、あわせて、科学技術会議の発足後、同会議の円滑な運営に資するため、また、これに加えて、現在ますます複雑膨大化する原子力行政に対処するため機構の一部を改組する必要があるため、この法律案を提出するに至った次第であるというものが、政府の提案の理由であります。

次に、本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、従来の企画調整局及び調査普及局を廃止し、これにかえて計画局及び振興局を設ける点であり、その第二点は、今回の機構改正の趣旨にかんがみ、科学審議官の職務に関する規定を改正することとした点であり、その第三点は、原子力局に從來置かれていた次長一人を二人に増員することとした点であります。

内閣委員会は、前後三回委員会を開き、この間、高崎科学技術庁長官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案を審議いたしました。その審議におきまして、科学技術庁設置法に於て、科学技術関係予算と科学技術振興に関する政府の今後の対策、科学技術関係の技術職員の処遇、原子力関係行政機構拡充の必要性、原子力局に次長一人増置の理由等の諸点につきまして質疑応答が重ねられました。

昨日の委員会におきまして質疑を終り、討論もなく、直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもち、衆議院送付の原案通り可決すべきものと議決されました。

次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の内容を申し上げます。まず、最近鉱工業地帯の一部において地盤沈下の現象が著しく、産業の発展並びに民生の安定上憂慮すべき問題を生じている。すなわち、地盤沈下に起因して公共施設の機能低下あるいは災害発生のおそれ等の事態を生じ、この現象をこのまま放置するときは、産業の発展を阻害するだけでなく、国土の保全、民生の安定上重大なる支障となると考えられるので、経済企画庁の付属機関として、地盤沈下対策審議会を設置しようとするのが、政府の本審議会設置の理由として述べているところでありました。

なお、念のため申し添えておきますが、当初の政府原案には、このほか、九州地方の開発に関する重要事項を調査審議するため、九州地方開発審議会を経済企画庁の付属機関として設置することになっておったのであります。が、衆議院におきましては、議員提出にかかる同審議会の設置に関する規定を含む九州地方開発促進法案が別途可決せられましたに伴い、同審議会の設置に関する部分は修正削除となったのであります。

内閣委員会は、前後三回委員会を開き、この間、世耕経済企画庁長官その他関係政府委員の出席を求め、本法律案の審議に当りましたが、その審議において、地盤沈下対策審議会設置の理由と、これを経済企画庁の付属機関とした理由、本審議会の運営方針、地盤沈下に対し政府の従来とってきた対策及び今後の対策、特にその原因究明についていかに調査研究がなされたか。

また、地盤沈下に対してはすでに応急的にその処置が講ぜられている現状下において、本審議会の設置により、逆にその処置が遅延を来たすおそれはないか等の点につきまして質疑応答が重ねられました。

昨日の委員会におきまして質疑を終り、討論もなく、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもち、衆議院修正送付の原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもちて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十一、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長(松野鶴平君)の報告を求めます。建設委員長 早川慎一君。



〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

公共工事前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十四年二月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案  
公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「場合」の下に「(次号に規定する場合に該当する場合を除く。を加え、同条第三号中「前払金保証事業」の下に「及び前号に掲げる事業」を加え、同条同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 土木建築に関する工事の請負を業とする者又は土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者(以下「建設コンサルタント」という。)が銀行その他の政令で定める金融機関から外国において行うこれらの業務(公共工事に関するものを除く。)に関する資金の貸付又は債務の保証を受ける場合にお

いて、これらの者が当該金融機関に対して負担する債務を保証する事業

第十九条の二第一項中「前条第一号又は第二号」を「前条第一号から第三号まで」に、「又は建設機械金融保証約款」を「建設機械金融保証約款又は海外建設事業金融保証約款」に改める。

第二十一条中「又は請負者」を「請負者又は受託者」に改める。

第二十五条第一項中「請負を業とする者」を「請負を業とする者(建設コンサルタントを含む。以下本条中同じ。)」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔早川慎一君登壇、拍手〕

○早川慎一君 たいだいま議題となりました公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、建設業者または建設工事の設計監理等を行ういわゆる建設コンサルタントの海外における事業活動を促進するため、当該事業活動に必要な資金の調達について、これらの業者の担保能力を増強し、金融の円滑化をはかることとするものであります。すなわち、土木建築工事の請負業者または建設コンサルタントが、外国における事業活動に必要な資金について金融機関から融資を受け、あるいは信用状の開設を得た場合には、前払金保証事業会社とその債務を保証できることとしたのであります。現行法では、前払金保

証事業会社は、本来の業務である前払金保証事業のほか、公共工事に関する資金の金融保証事業及び建設工事用機械の購入資金の金融保証事業を兼業としておりますが、このたび新たに兼業として海外建設事業に関する金融保証事業を行行得ることとしたのであります。

本法案は、二月十一日に付託され、以来、参考人として、保証事業会社、建設コンサルタント、大中小の建設業者の意見を聴取する等、慎重審議を行なってきたのであります。

委員会における質疑のおもなる点は、保証事業会社の保証により建設資金を確保する方法が、海外建設協力の促進策として妥当か、輸出入銀行の業務運営状況、保証事業会社の現況、事業方法書の記載事項等についてであります。詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りまし。たところ、日本社会党を代表して田中委員から、「わが国の海外建設協力の促進のため本法案は暫定の措置として一応これを了とするが、この方法をもつては、この問題を基本的な解決することは困難である。よって政府はみずからの責任において金融その他の援助について積極策を講ずべきである。」との附帯決議を付して賛成する旨の意見が述べられました。次いで、自由民主党を代表して稲浦委員から、本案並びに附帯決議案に賛成の旨、発言があり、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。続いて、田中委員提案の附帯決議案について採決の結果、こ

れたまた全会一致、委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十二、国会議員法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長高橋進太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員法等の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十四年三月二十五日  
衆議院議長 加藤謙五郎  
参議院議長 松野鶴平殿

国会議員法等の一部を改正する法律案

第一条 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「参事、主事」を「参事」に、「常任委員会調査員及び常任委員会調査主事」を「及び常任委員会調査員」に改め、同条第二号及び第三号中「参事及び主事」を「及び参事」に改め、同条

第四号中「参事及び主事」を「参事」に改め、同条第五号中「各議院事務局」を「前各号に掲げる者を除く外、各議院事務局」に、「主事補その他前各号に掲げる職員以外の職員」を「職員」に改める。

第二章 任用  
第三条から第五条の三までを次のように改める。

第三条 国会議員の任用は、別に定めのあるものを除き、各本部長の定める任用の基準に基いて、これを行う。

第四条 国会議員の採用は、条件附のものとし、その国会議員が六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

条件附採用に關し必要な事項又は条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、各本部長がこれを定める。

第三章中第六條から第八條までを一條ずつ繰り上げる。

第四章中第九條を第八條とし、第十條を第九條とし、第十條の二を第十條とする。

第十六條中「第十條の二」を「第十條に改め、並びに」の下に「条件附採用期間中の職員」を加える。

第六章の章名中「恩給等」を「年金等」に改める。

第二十七條中「(第一条第一号乃至第四号に掲げる者に限る。)」を

昭和三十四年三月二十七日 参議院會議録第二十号 国会職員法等の一部を改正する法律案 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案外一件 五三六

削り、「死亡により」を「死亡の場合には」、「恩給」を「年金及び一時金並びに退職手当」に改める。

第三十三条中「資格」を削る。

(議院事務局法の一部改正)

第二条 議院事務局法(昭和二十二年法律第八十三号)の一部を次のように改める。

第一条第一項第三号から第七号までを次のように改める。

三 常任委員会専門員及び常任委員会調査員

四 前各号に掲げる職員以外の職員

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 部には、必要がある場合においては、副部長を置くことができる。

副部長は、事務総長が議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

副部長は、部長を助け部務を整理する。

第九条を削り、第十条第一項中「参事又は主事」を「参事」に改め、同条を第九条とする。

第十一條第一項中「主事」を「参事」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「常任委員会調査員及び常任委員会調査主事」及び「常任委員会調査員」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とし、第十五条を削る。

第十六条中「第七号」を「第四号」に改め、同条を第十四条とする。

(議院法制局法の一部改正)

第三条 議院法制局法(昭和二十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 前各号に掲げる職員以外の職員

第七條第三項中「第四号」を「第三号」に改め、同条第二項を削る。

(国会法の一部改正)

第四条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三條中「調査員及び調査主事」を「及び調査員」に改める。

第三百三十一條第七項を削る。

(裁判官弾劾法の一部改正)

第五条 裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「参事及び主事各四人並びに主事補」を「参事八人及び」に改める。

第十八條第二項中「参事及び主事各四人並びに主事補」を「参事八人及び」に改め、同条第六項中「参事及び主事」を「参事」に改める。

第三十條中「参事及び主事」を「及び参事」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に各議院事務局の参事、主事、常任委員会調査員若しくは常任委員会調査主事、各議院法制局の参事若しくは主事、国立国会図書館の参事若しくは

くは主事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴追委員会事務局の参事若しくは主事の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、同一の勤務条件をもつて、それぞれ各議院事務局の参事若しくは常任委員会調査員、各議院法制局の参事、国立国会図書館の参事又は弾劾裁判所事務局若しくは訴追委員会事務局の参事に任用されたものとする。

3 この法律の施行の際現に改正前の国会職員法第一条第五号の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、同一の勤務条件をもつて、改正後の同法第一条第五号の相当の職員となるものとする。

〔高橋進太郎君登壇、拍手〕

○高橋進太郎君 ただいま議題となりました国会職員法等の一部を改正する法律案の議院運営委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法律案は、国会職員法、議院事務局法、議院法制局法、国会法及び裁判官弾劾法のそれぞれ一部を改正しようとするものであります。改正のおもな点は、

第一に、現在、国会職員には参事、主事及び調査員、調査主事という身分上の区別がございますが、これを廃止して、それぞれ参事及び調査員とするにとともに、右の区別廃止に伴い、職員の任用基準は、本局長がこれを定めることとするものであります。

第二は、条件付採用に關し、国家公務員法と同趣旨の規定を国会職員法中に設けるとともに、事務局の必要な部に

に副部長を置くことができる道を開こうとするものでございます。

第三は、議院法制局の事務処理に關する規程を定める手続を簡素化せんとするものでございます。

以上が本案の内容の概要でございますが、本委員会におきましては、慎重にこれを審議いたしました結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十三、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案、

日程第十四、輸出品デザイン法案(いずれも内閣提出、衆議院送付、)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。商工委員会理事島清君。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十二日 衆議院議長 加藤謙五郎 参議院議長 松野鶴平郎

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案

第二条第七項中「使用した核燃料物質の下に」その他原子核分裂をさせた核燃料物質を加える。

第二十三條第二項に次の一号を加える。

九 核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)又は核燃料物質によつて汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)による災害で原子炉施設のうち政令で定めるものの事故に基くものによつて第三者に損害を与えた場合におけるその損害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という。)

第二十四條第一項第四号中「(使用済燃料を含む。以下この章において同じ。)」を削り、同項に次の一号を加える。

五 損害賠償措置が政令で定める基準に適合していること。

第二十六條第一項中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改める。

を「第八号又は第九号」に改める。

第三十一条第二項中「第二項」を「第五号並びに第二項」に改める。

第三十九条第五項中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改める。

第五十二条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 使用済燃料の処分方法

第五十三条に次の一号を加える。

四 臨界実験装置に使用する場合

においては、これを適確に遂行するに足る技術的能力があること。

第五十五条第一項中「第八号」を「第九号」に改める。

第六十三条中「(使用済燃料を含む。以下次条第一項及び第三項並びに第六十六條第一項及び第四項において同じ。)を削る。

第七十六條中「第七十條」を「第二十三條第二項第九号、第二十四條第一項第五号、第七十條」に改める。

第七十八條第三号中「又は第八号」を「第八号又は第九号」に改め、同条第七号中「第八号」を「第九号」に改める。

附 則

一 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第二條、第五十二條、第五十三條、第五十五條及び第七十八條第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

二 この法律の施行の際現に原子炉設置者である者は、この法律の施行の日から起算して六十日以内に、損害賠償措置を内閣総理大臣

に届け出なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、損害賠償措置が改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第二十四條第一項第五号に規定する基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、損害賠償措置の変更を命ずることができ

る。

三 法第七十一条第四項の規定は前項前段の規定による届出を受理した場合に、同法同条第一項から第三項までの規定は前項後段の規定による命令をする場合に準用する。

四 この法律の施行の際現に原子炉の設置の許可を申請している者は、この法律の施行の日から起算して六十日以内に、損害賠償措置を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

五 内閣総理大臣は、原子炉設置者が附則第二項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、法第二十三條第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。

六 法第六十九條及び第七十一条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

七 附則第二項後段の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

八 附則第五項の規定による原子炉の運転の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十

万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

九 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

審査報告書

輸出品デザイン法案

右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十六日

商工委員長 大竹平八郎  
代理理事 参議院議長松野鶴平殿

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、輸出品デザイン等の模倣を防止するため、(一)特定貨物を定め、(二)更に認定機関を指定し、(三)この認定機関にデザインの登録及び認定を行わせるとともに併せて商標の認定を行わせることとし、(四)なお、この認定をうけなければ当該貨物の輸出ができないものとしている。これらの措置は、輸出品貿易の健全な発展を図るためには、おおむね妥当な措置であると認める。

なお、別冊の修正を行った。

二、費用

本法施行費及び施行旅費として、三十二万八千円が昭和三十四年度一般会計予算に計上されている。

輸出品デザイン法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十四年三月十二日

衆議院議長 加藤謙五郎  
参議院議長 松野鶴平殿

輸出品デザイン法案

輸出品デザイン法

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 デザインの登録(第三条—第十四条)

第三章 デザイン等の認定(第十五条—第十九条)

第四章 認定機関(第二十条—第三十四条)

第五章 雑則(第三十五条—第四十二条)

第六章 罰則(第四十三条—第四十八条)

附 則

第一章 総則

第一条 この法律は、輸出品のデザインの登録及び認定を行うとともに、あわせて輸出品に附される商標の認定を行うことにより、これらの模倣を防止し、もつて輸出品貿易の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 「特定貨物」とは、輸

出貿易上デザインの模倣を防止することが特に必要であり、かつ、輸出入取引等の秩序の確立に関する法律(昭和二十七年法律第二百九十九号)の規定による適法な共同行為をもつてしてはその目的を達成することが困難であると認められる貨物であつて、政令で定めるものをいう。

第二章 デザインの登録

(デザインの登録)

第三条 日本国内で特定貨物の製造、加工、集荷、販売又は輸出品の事業を営む者は、通商産業省令で定める区分に従い、通商産業大臣が指定する者(以下「認定機関」という。)に申請して、その事業に係る特定貨物のデザインについて登録を受けることができる。

2

認定機関は、前項の申請(以下「登録申請」という。)に係るデザインが次の各号の一に該当するものであるときは、同項の登録をしてはならない。

一 登録申請前に日本国内で公然知られたデザイン(実用新案法(大正十年法律第九十七号)第一条の登録を受けている実用新案(以下「登録実用新案」という。))

五三七

若しくは同法第二十六條において準用する特許法(大正十年法律第九十六号)第七十三條第三項に規定する権利に係る実用新案又は意匠法(大正十年法律第九十八号)第一條の登録を受けた意匠(以下「登録意匠」という。)と同一のデザイン、前項の登録を受けているデザイン及び特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されているデザインを除く。)又はこれに類似するデザイン

二 他人の登録実用新案又は登録意匠と同一又は類似のデザイン

三 当該デザインの使用が他人の商標権(商標権及び団体商標権を含む。)を侵害することとなるデザイン

四 前項の登録を受けている他人のデザイン又はこれに類似するデザイン

五 次条の規定により記録されているデザイン又はこれに類似するデザイン

六 特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されている他人のデザイン又はこれに類似するデザイン

(デザイン等の記録)

第四條 認定機関は、その業務に係る特定貨物について、次に掲げるデザイン及び商標を当該特定貨物が輸出されるべき仕向国別に記録しておくものとする。

一 仕向国の法令により保護される工業所有権を侵害すべきデザイン又は商標

二 外国における特定の者が使用するものとして仕向国内の需要者の間に広く認識されているデザイン又は商標

(登録申請の審査)

第五條 同一又は類似のデザインについて異なつた日に二以上の登録申請があつたときは、最先の登録申請者のみがそのデザインについて第三條第一項の登録(以下単に「登録」という。)を受けることができる。

二 同一又は類似のデザインについて同日に二以上の登録申請があつたときは、認定機関が行う公正な方法によるくじにより定めたとの登録申請者のみがそのデザインについて登録を受けることができる。

三 登録申請が取り下げられ、又は登録申請について第七條第一項の決定があつたときは、その登録申請は、前二項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

(登録及び通知)

第六條 認定機関は、登録申請が次の各号に該当すると認めるときは、その登録申請に係るデザインについて登録をしなければならない。

一 登録申請者が第三條第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を有すること。

二 登録申請に係るデザインが第三條第二項に規定する登録拒絶理由に該当しないものであること。

三 登録申請が統合するときは、登録申請に係るデザインが前条の規定により登録を受けることができるものであること。

二 登録は、登録台帳に次に掲げる事項を記載することによつて行ふ。

一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 登録申請の年月日及び登録申請番号

三 登録の年月日及び登録番号

四 デザインの内容

三 認定機関は、登録をしたときは、その登録を受けた者に対し、その旨を通知しなければならない。

(登録拒絶の決定及び通知)

第七條 認定機関は、登録申請が前条第一項各号の一に該当しないと認めるときは、その旨を決定し、登録申請者に対し、理由を附して通知しなければならない。

二 認定機関は、前項の決定をしよるとするときは、登録申請者に対し、理由を附してその旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(登録の有効期間)

第八條 登録の有効期間は、その登録をした日から三年とする。

二 前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。ただし、その登録をした日から十五年をこえて更新することは、できない。

(登録の効力の承継)

第九條 登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けたデザインのについて、その登録を受けた者の地位を承継する。

(登録台帳の記載の変更等)

第十條 登録を受けた者は、第六條第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を認定機関に届け出なければならない。

二 前条の規定により登録を受けた者の地位を承継した者は、十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を認定機関に届け出なければならない。

三 認定機関は、前二項の規定による届出があつたときは、登録台帳の記載を変更しなければならない。

(登録の取消)

第十一條 認定機関は、次の各号の一に該当する場合には、当該登録を取り消すことができる。

一 登録が第三條又は第五條の規定に違反してされたことが明らかになつたとき。

二 登録を受けたデザインが第三條第二項第一号から第三号まで又は第五号に該当するに至つたとき。

三 登録を受けた者が第三條第一項に規定する登録を受けることができる者の資格を失うに至つたとき。

四 登録を受けた者が第四十二條第二項に規定する期間内に同項の規定による納付をしないとき。

五 登録を受けたデザインがその者の登録実用新案又は登録意匠と同一又は類似のデザインである場合において、当該実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したとき。

二 認定機関は、前項の規定により登録を取り消すときは、その登録を受けている者に対し、理由を附してその旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

三 認定機関は、第一項の規定により登録を取り消したときは、その登録を取り消した者に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

第十二條 何人も、登録を受けたデザイン又は登録を受けた者について前条第一項第二号又は第三号に規定する取消の理由があると認めるときは、認定機関に対し、理由を附してその登録の取消を請求することができる。

二 認定機関は、前項の請求があつたときは、その登録を取り消すかどうかを決定し、請求人に対し、理由を附してその旨を通知しなければならない。

(登録の消除)

第十三條 認定機関は、登録がその効力を失つたとき、又は登録を受けた者からその登録の消除の請求

があつたときは、当該登録を消除しなければならぬ。

#### (通商産業省令への委任)

第十四条 この章に定めるもののほか、登録申請の手続、登録台帳の様式その他登録に關し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

### 第三章 デザイン等の認定

#### (認定)

第十五条 一の貨物が特定貨物として定められた場合においては、当該貨物は、その特定貨物として定められた日から起算して二月を経過した後は、そのデザイン及びそれに附される商標(当該特定貨物の包装に附される商標を含む。以下第二十二条第七号、第三十五条第一項及び第三十七条第一項において同じ。)について、第三条第一項の通商産業省令で定める区分に従い、認定機関の認定を受けた後でなければ、輸出してはならぬ。

#### (認定の基準)

第十六条 認定機関は、前条の認定(以下単に「認定」という。)の申請が次の各号に該当すると認めるときは、その申請に係るデザイン及び商標について認定をしなければならない。

一 当該デザインが次の一に該当すること。

イ 当該デザインが登録実用新案又は登録意匠と同一のデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が当該実用新案権者(当該実用新案権についての実施権者を含む。)又は

は意匠権者(当該意匠権についての実施権者を含む。)の製造、加工、販売その他の行為(当該実用新案権又は意匠権についての実施権者にあつては、当該実施権者の範囲内における行為に限る。)に係るものであること。

ロ 当該デザインが登録をされているデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物が当該デザインについて登録を受けている者(その者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者を含む。)の製造、加工、販売その他の行為(当該デザインについて登録を受けている者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者にあつては、当該承諾の範囲内における行為に限る。)に係るものであること。

ハ 当該デザインが特定の者が使用するものとして日本国内の需要者の間に広く認識されているデザインであり、かつ、当該デザインに係る特定貨物がその特定の者(その者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者を含む。)の製造、加工、販売その他の行為(その特定の

者から当該デザインに係る特定貨物を輸出するため製造、加工、販売その他の行為をすることについて承諾を得ている者にあつては、当該承諾の範囲内における行為に限る。)に係るものであること。

ニ イからハまでに掲げる場合のほか、当該デザインが第三条第二項第二号から第四号まで及び第六号に掲げるデザインに該当しないものであること。

二 当該商標の使用が他人の商標権(標準権及び団体標準権を含む。)を侵害することとならないこと。

2 認定機関は、申請に係るデザイン又は商標が、当該特定貨物が輸出されるべき仕向国について、第四条の規定により記録されているデザイン若しくは商標又はこれらに類似するデザイン若しくは商標であるときは、前項の規定にかかわらず、当該デザイン及び商標については、認定をしてはならない。ただし、当該特定貨物を当該仕向国に輸出することについて、第四条第一号に規定する工業所有権についての権利者又は同条第二号に規定する特定の者から承諾を得ているときは、この限りでない。

(認定の有効期間)

第十七条 認定の有効期間は、その認定をした日から六月をこえない範囲内において特定貨物の品目ごとに政令で定める期間とする。

(適用除外)

第十八条 第十五条の規定は、一時的に出国する者が本人の使用に供

することを目的とする特定貨物であつて必要と認められるものを携帯して輸出する場合その他通商産業省令で定める場合は、適用しない。

#### (通商産業省令への委任)

第十九条 この章に定めるもののほか、認定の申請の手続その他認定に關し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

### 第四章 認定機関

(指定)

第二十条 第三条第一項の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、登録及び認定を行おうとする者の申請により行ふ。

#### (欠格条項)

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又は外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)、輸出入取引等の秩序の確立に關する法律若しくは輸出検査法(昭和三十三年法律第九十七号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十一条第一項の規定により指定を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

三 その業務を行つた役員のうち第一号に該当する者がある者

#### (指定基準)

第二十二条 通商産業大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでな

ければ、その指定をしてはならない。

一 登録及び認定に必要な資料を有すること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者がデザイン又は商標の審査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 登録又は認定を行つた通商産業省令で定める地域ごとに以上の事業所を有すること。

四 民法(明治二十九年法律第十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員が構成が登録及び認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 登録及び認定の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行つていないことによつて登録及び認定が公正になるおそれがないものであること。

六 登録及び認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

七 その指定をすることによつて申請に係る特定貨物のデザインの登録及び認定並びにその特定貨物に附される商標の認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

#### (指定の公示等)

第二十三条 通商産業大臣は、第三条第一項の指定をしたときは、その認定機関の名称、住所、同項の通商産業省令で定める区分並びに登録及び認定の業務を行つ事業所

の所在地を官報に公示しなければならない。

2 認定機関は、登録及び認定の業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 認定機関は、その名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の認可をし、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(審査の義務)

第二十四条 認定機関は、登録又は認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その審査をしなければならない。

2 前項の審査は、第二十二條第二号に規定する者にさせなければならない。

(業務規定)

第二十五条 認定機関は、登録及び認定の業務に関する規定(以下「業務規定」といふ。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規定が登録及び認定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規定を変更すべきことを命ずることができ

(業務の休廃止)

第二十六条 認定機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、登録及び認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 通商産業大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(事業計画等)

第二十七条 認定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第二十八条 認定機関の役員又はデザイナー若しくは商標の審査を行う者の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(秘密保持義務等)

第二十九条 認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録又は認定の業務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 登録又は認定の業務に従事する認定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第三十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定機関に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができ

(指定の取消等)

第三十一条 通商産業大臣は、認定機関が次の各号の一に該当するときは、第三條第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて登録及び認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

一 この法律の規定に違反したとき。

二 第二十五條第一項の認可を受けた業務規定によらないで登録又は認定をしたとき。

三 第二十五條第三項又は前條の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受け

たとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は登録及び認定の業務の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(帳簿の記載)

第三十二条 認定機関は、帳簿を備え、登録及び認定に関する通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(検査機関との連絡)

第三十三条 認定機関は、その認定をする特定貨物が輸出検査法第二條第一項に規定する指定貨物であるときは、当該特定貨物の輸出検

査を行う政府機関又は同法第七條に規定する指定検査機関と緊密に連絡し、その業務の円滑な運営を図らなければならない。

(国の援助)

第三十四条 国は、認定機関の登録及び認定の業務の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、その資料の確保、審査の指導その他の援助に努めるものとする。

第五章 雑則

第三十五条 通商産業大臣は、次に掲げる場合には、当該特定貨物のデザイナー及びそれに附される商標について、登録及び認定を行う。

ただし、第二号又は第三号に掲げる場合には、当該業務の休止若しくは廃止又は当該業務の停止の範囲内における登録及び認定に限るものとする。

一 一の貨物が特定貨物として定められた場合において、当該特定貨物について第二十条の申請がないか、又はその申請のいずれについても第三條第一項の指定をすることができないとき。

二 認定機関が第二十六條第一項の許可を受けて登録及び認定の業務を休止し、又は廃止したとき。

三 認定機関が第三十一條第一項の規定による指定の取消又は登録及び認定の業務の停止の命令を受けたとき。

2 前項の規定により通商産業大臣が登録及び認定を行う場合にお

る第二章及び第三章並びに第四十二條第一項の規定の適用については、第三條第一項中「通商産業大臣が指定する者(以下「認定機関」といふ。)」とあり、又は同條第二項、第四條、第五條第二項、第六條第一項若しくは第三項、第七條、第十條から第十三條まで、第十五條、第十六條若しくは第四十二條第一項中「認定機関」とあるのは、「通商産業大臣」とする。

3 通商産業大臣は、第一項第二号又は第三号の規定により登録及び認定を行うときは、その旨を官報に公示しなければならない。

4 第一項第二号又は第三号の規定により通商産業大臣が登録及び認定を行う場合における必要の経過的措置は、政令で定める。

(輸出入取引審議会への諮問)

第三十六条 通商産業大臣は、第二條第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、輸出入取引審議会に諮問しなければならない。

(報告の徴収)

第三十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録若しくは認定を受ける者又は特定貨物の輸出業者に対し、その特定貨物の品目、デザイナー、数量、仕向地、所在の場所若しくは輸出の時期又はその特定貨物に附される商標に関する報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定機関に対し、その業務又は経理の状



況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十八條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定を受ける者又は特定貨物の輸出業者の事務所、事業所若しくは倉庫又はこれらの者の所有する特定貨物の保管の場所に立ち入り、特定貨物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(輸出停止命令)

第三十九條 通商産業大臣は、第十五條の規定に違反して特定貨物を輸出した者に対し、一年以内の期間を限り、特定貨物の品目を定め、その輸出の停止を命ずることができる。

(聴聞)

第四十條 通商産業大臣は、第三十一条第一項の規定による処分をしようとするときはその処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

認定機関に対し、前条の規定による処分をしようとするときはその処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)  
第四十一條 この法律の規定による通商産業大臣又は認定機関の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができ、この場合において、認定機関の処分に対する異議の申立は、その処分をした認定機関を経由してしなければならない。

2 通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その旨を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(手数料)  
第四十二條 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において特定貨物の品目ごとに政令で定める額の手数料を認定機関に納付しなければならない。

2 登録を受けた者が納付すべき手数料は、第六条第三項の通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

納付しなければならない者  
一 登録申請をする者  
二 登録を受けた者  
三 登録の有効期間の更新の申請をする者  
四 認定の申請をする者

| 金 額                   |
|-----------------------|
| 一件につき五百円              |
| 一件につき六千円              |
| 一件につき三千円              |
| 当該認定に係る特定貨物の輸出価格の千分の三 |

2 登録を受けた者が納付すべき手数料は、第六条第三項の通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。

第六章 罰則

第四十三條 第三十九條の規定による命令に違反して特定貨物を輸出した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第四十四條 第三十一条第一項の規定による登録及び認定の業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした認定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十五條 第二十九條第一項の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第四十六條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十七條 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした認定機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十六條第一項の許可を受けないで登録及び認定の業務の全部を廃止したとき。

二 第三十二條の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第三十七條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十八條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第四十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第四十三條又は第四十六條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第三十六條の規定は、公布の日から施行する。

（通商産業省設置法の一部改正）  
2 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第 号）の規定に基づき、認定機関を指定し、及び監督すること。

第八條第一項第十三号の二の二「意匠」を「デザイン」に改める。

第二十五條第一項の表中「意匠奨励審議会」を「デザイン奨励審議会」に、「意匠」を「デザイン」に改める。

〔島清君登壇、拍手〕

○島清君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この改正法案の骨子は次の通りであります。改正の第一点は、原子炉の事故に基いて第三者に損害を与えた場合の責任を、原子炉設置の許可申請のときを考慮し、原子炉設置の許可申請のとき、その場合の損害賠償措置を明確にさせ、これを許可する場合の基準を政令に委任する規定を加えております。

なお、賠償措置を変更する場合も許可を要することとしております。

改正の第二点は、核燃料物質を原子炉以外で使用して原子核分裂をさせる場合にも、使用済燃料の処分の方法を明らかにし、その変更も許可を要することとしております。

改正の第三点は、

昭和三十四年三月二十七日 参議院會議録第二十号

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案外一件 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるとの件

放送法第三十七条第二項 五四二

は、核燃料物質を臨界実験装置に使用する場合には、この許可基準として十分な技術的能力を必要とするものと規定を加えたことである。なお、使用済燃料の定義を拡大して、原子炉の燃料として使用した場合に限らず、原子核分裂をさせた核燃料物質も使用済燃料として取り扱うように改正している。

以上が改正法案の骨子であります。が、委員会においては、原子力政策全般の問題から、この改正法案の第三者災害賠償措置について活発な論議が行われたのであります。特に、第三者災害賠償措置については、賠償責任が過失責任か無過失責任か、原子力責任保険についての諸問題、中でも地震災害による保険適用の可否について、あるいは損害賠償の場合、国の責任はどうあるべきか、国家補償についてはいかなる考え方を持っているか等について政府にただしたのであります。これに對して政府は、「これら賠償措置の具体的な制度については、現在慎重に検討中で、近い将来、できれば明年くらいまでに結論を出し、法制化したい。」また、原子力政策全般については、「今後、第三者災害補償制度をも含め、慎重かつ強力に行う」との見解を披瀝したのであります。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、別に発言もございませんでしたので、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。次に、輸出品デザイン法案について申し上げます。

本法案は、輸出品のデザイン等の模倣や盗用を防止して、輸出貿易の健全な発達をはかることとして行なうもので、その内容は、第一に、輸出貿易上、デザインの模倣を防止することが特に必要な貨物であつて、しかも、輸出入取引法に基き業者の協定ではその目的を達成できない貨物を、特定貨物として政令で指定します。第二は、この特定貨物を輸出しようとする者は、そのデザインと商標について認定機関の認定を受けなければ輸出できません。第三に、業者は、この認定機関に対し、自分のデザインを登録することができるとしてあります。この登録とか認定とかを受けるデザインは、自己のデザインか、他人のデザインを侵害しないものでなければならぬ、ことはもちろん、仕向け国の工業所有権やデザイン等を侵害するようなものであつてはならないとするのであります。第四は、この登録、認定を行う認定機関は、その機関からの申請を待つて通産大臣が指定するものであります。また、これが監督を行うことも規定してあります。

以上が本法案の骨子であります。委員会におきましては、各委員から熱心な質疑が行われましたが、そのうちおもな点は、輸出入取引法、不正競争防止法、意匠法等の現行法規では、輸出品のデザイン盗用の防止はなげできないか、本法のデザイン登録と意匠法の登録との関係はどうか、仕向け地に適したデザインの研究調査はどうなっているか等でありましたが、その詳細は會議録に譲ることといたします。質疑が終つて討論に入りまして、ところ、島委員すなわち私から、本法案には、今国会に提出されている輸出入

取引法の改正案の通過を前提とした「輸出入取引等の秩序の確立に関する法律」という法律が引用されているが、現在の審議状況とにらみ合せ、これを輸出入取引法に改める旨の、各派合議に基き修正案の提出とともに、修正部分を除く原案に對しては、デザインの盗用防止による輸出入取引の秩序確立のためにはやむを得ない必要な措置であるとの賛成意見が述べられました。

討論を終つて採決に入りましたところ、島委員すなわち私提出の修正案並びに修正部分を除く原案は、全会一致をもって可決、よつて本法案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、輸出品デザイン法案全部の問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十五、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるとの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長手島榮君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるとの件は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十七日 衆議院議長 加藤謙五郎 参議院議長 松野鶴平殿

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるとの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、別冊日本放送協会昭和三十四年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるとの件

日本放送協会昭和三十四年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和三十四年度収支予算

予算総則

第一条 昭和三十四年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 本予算中事業収入において予定する受信料の月額は、ラジオにおいては八五円、テレビジョンにおいては三〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上止むを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができない。ただし、給与については他の項と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第六条 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において同一計画事項に限り使用することができ、第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第七条 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第八条 事業量の増加等により収入が予算額に比し増加するときは、増加額は経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金、の返還、減価償却費の補てん、または設備の改善に充てることができる。

前項に定めるもののほか、職員

の能率向上による企業経営の改善

によつて収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第八条 前年度の決算において収支剰余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て借入金金の返還または設備の改善に充てることができる。

第十条 本予算中資本収入において予定する長期借入金金は放送債券にかえることができる。

第十二条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十三条 駐留軍の放送業務に対し、契約金の収入があるときは、その金額は、業務に關係ある経費の支出に充てることができる。

## 昭和三十四年度収支予算書

| 款                            | 項                                                                     | 予算額(単位千円)                                                                             |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 前期繰越収支剰余金<br>(ラ)<br>(テレビジョン) |                                                                       | 〇 〇 〇                                                                                 |
| 収入<br>(ラ)<br>本 収<br>入        | 放送 債 券<br>長期 借 入<br>充却 固定 資産 代 金<br>減価 償却 引 当 金<br>放送 債券 償還 積立 金 戻 入  | 二九、〇三四、五九六<br>一六、九六三、五九六<br>二、〇六七、八〇〇<br>〇<br>六五〇、〇〇〇<br>八、七〇〇<br>一、三九一、三〇〇<br>一七、八〇〇 |
| 事業 収 入                       | 受 信 料<br>交 付 金 入<br>雑 入                                               | 一四、八九五、七九六<br>一四、七三五、二五〇<br>九五、五四六<br>六五、〇〇〇<br>一、二〇七、〇〇〇<br>四、四二五、四〇〇                |
| 資本 収 入<br>(テレビジョン)           | 放 送 債 券<br>長期 借 入<br>充却 固定 資産 代 金<br>減価 償却 引 当 金<br>放送 債券 償還 積立 金 戻 入 | 三、六二四、〇〇〇<br>〇<br>七〇五、〇〇〇<br>九六、四〇〇<br>七、六四五、六〇〇<br>七、六二一、六〇〇<br>二四、〇〇〇               |
| 事業 収 入                       | 受 信 料<br>交 付 金 入<br>雑 入                                               | 二九、〇三四、五九六<br>一六、九六三、五九六<br>二、〇六七、八〇〇<br>〇<br>六五〇、〇〇〇<br>八、七〇〇<br>一、三九一、三〇〇<br>一七、八〇〇 |
| 資本 収 入<br>(テレビジョン)           | 放 送 債 券<br>長期 借 入<br>充却 固定 資産 代 金<br>減価 償却 引 当 金<br>放送 債券 償還 積立 金 戻 入 | 三、六二四、〇〇〇<br>〇<br>七〇五、〇〇〇<br>九六、四〇〇<br>七、六四五、六〇〇<br>七、六二一、六〇〇<br>二四、〇〇〇               |
| 事業 収 入                       | 受 信 料<br>交 付 金 入<br>雑 入                                               | 二九、〇三四、五九六<br>一六、九六三、五九六<br>二、〇六七、八〇〇<br>〇<br>六五〇、〇〇〇<br>八、七〇〇<br>一、三九一、三〇〇<br>一七、八〇〇 |
| 資本 収 入<br>(テレビジョン)           | 放 送 債 券<br>長期 借 入<br>充却 固定 資産 代 金<br>減価 償却 引 当 金<br>放送 債券 償還 積立 金 戻 入 | 三、六二四、〇〇〇<br>〇<br>七〇五、〇〇〇<br>九六、四〇〇<br>七、六四五、六〇〇<br>七、六二一、六〇〇<br>二四、〇〇〇               |

|                    |                                                       |                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 予備 金<br>(テレビジョン)   | 後期繰越収支剰余金                                             | 〇 〇 〇                                                                                                                                                                                               |
| 事業 支 出             | 給 送 費<br>業務 費<br>管理 費<br>減価 償却 費<br>國 庫 債 券 費         | 二、〇五〇、〇〇〇<br>一五三、一二〇<br>一、二一、二六<br>一四、四三九、一五〇<br>四、三一八、五一三<br>四、七八五、二九五<br>一、〇五六、二九五<br>一、七七八、八九八<br>三三二、二四一<br>四一七、五七八<br>一、三九一、三〇〇<br>三、七〇、〇三〇<br>二、〇〇、〇〇〇<br>一、二〇七、〇〇〇<br>四、九二一、八〇〇<br>四、三二九、〇〇〇 |
| 資本 支 出<br>(テレビジョン) | 建 設 費<br>投資 有 価 証 券 費<br>放送 債券 償還 積立 金 繰 入<br>諸 返 還 金 | 九〇、八〇〇<br>五〇二、〇〇〇<br>六、九九九、二〇〇<br>一、〇九九、三九二<br>三、五八七、六〇九<br>四三二、七五〇<br>四六六、二四九<br>七〇五、〇〇〇<br>七、一八、二〇〇<br>一五〇、〇〇〇                                                                                    |
| 事業 支 出             | 給 送 費<br>業務 費<br>管理 費<br>減価 償却 費<br>國 庫 債 券 費         | 二、〇五〇、〇〇〇<br>一五三、一二〇<br>一、二一、二六<br>一四、四三九、一五〇<br>四、三一八、五一三<br>四、七八五、二九五<br>一、〇五六、二九五<br>一、七七八、八九八<br>三三二、二四一<br>四一七、五七八<br>一、三九一、三〇〇<br>三、七〇、〇三〇<br>二、〇〇、〇〇〇<br>一、二〇七、〇〇〇<br>四、九二一、八〇〇<br>四、三二九、〇〇〇 |
| 資本 支 出<br>(テレビジョン) | 建 設 費<br>投資 有 価 証 券 費<br>放送 債券 償還 積立 金 繰 入<br>諸 返 還 金 | 九〇、八〇〇<br>五〇二、〇〇〇<br>六、九九九、二〇〇<br>一、〇九九、三九二<br>三、五八七、六〇九<br>四三二、七五〇<br>四六六、二四九<br>七〇五、〇〇〇<br>七、一八、二〇〇<br>一五〇、〇〇〇                                                                                    |

昭和三十四年三月二十七日 参議院會議録第二十号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

昭和三十四年度事業計画  
一 計画概説

日本放送協会が公共放送としての使命を達成するため、早急に果さなければならぬ任務は、教育・教養番組の強化並びに中波放送網の完成、老朽陳腐化設備の改善、FM放送の開拓、国際放送の拡充、現行テレビジョン放送網の完成並びに教育テレビジョンの全国普及、カラーテレビジョン実用化の促進等、ラジオ・テレビジョンの両分野において、量・質とも複雑多岐にわたっている。協会がこの重大責務を果たして国民の要望と国家的要請に応ずるためには、今後の事業を次のとおり行ふ必要がある。

- (一) 中波放送網のすみやかな完成  
全国あまねく受信できるように、第一放送については、全国難聴地域を解消し、第二放送については全国の九八パーセントをカバーしうよう措置する。  
また、外国電波による混信を防あつし、全国で良質電波の受信ができるよう必要地域に超大型電力局を設置する。
- (二) 老朽陳腐化設備の改善  
現有放送施設のうち、老朽化したものについては、全国的にこれを取り替えるとともに、技術の進歩、番組様式の発展によ

り陳腐化した施設についてその近代化をはかり、新型機器を整備する。

- (三) 放送番組の充実、向上  
ラジオ・テレビジョン両分野において、  
1 教育放送の強化充実のため放送時間を延長し、あわせて学校放送については、その内容を学校教育の諸階段に適切するよう一層拡充するとともに、社会教育放送の充実をはかる。  
2 社会・教養及び音楽、芸能番組の充実をはかり、また地域社会の生活に直結するローカル放送の拡充を行う。  
3 国民に対する公正かつ迅速なニュースの提供を一層前進させるため、国内及び国外における報道取材網の拡充、整備を行う。  
(四) FM放送の全国普及  
高度の教養、芸術番組を内容とするFM放送を開拓し、全国主要地域にその普及をはかり放送の新分野を開拓する。  
(五) 国際放送の拡充  
わが国の国際的地位の向上にかんがみ、国際放送の拡充とその内容充実をはかり、文化の交流、国際親善に寄与するとともに、貿易の振興に資する。

(六) 研究諸機関の充実

技術、番組の両分野にわたつて、研究諸機関を一層強化し、その成果を広く一般に公開して、放送技術、放送文化両面の発展に資する。

(七) テレビジョンの全国普及

テレビジョンにおいてもラジオと同じく、総合放送、教育放送二つの放送網を建設し、おのおのその特色を発揮して、全国普及につとめる。

このため、総合放送網は既設局一五局に対し、昭和三十三年度以降三カ年間に三四局を新設して、置局数合計四九局、受信可能地域八〇パーセントとし、教育放送網は五カ年間に置局数四九局、受信可能地域八〇パーセントとする。

(八) 最近における受信者層の実態にかんがみ、現行の受信料免除範囲を拡大し、放送の普及を促進する。

これらの諸計画を実施し、協会が公共放送の任務を達成するためには、ラジオ、テレビジョンともその財政面に大きな問題を内包している。

すなわちラジオにおいては、受信者の普及率が上昇し未契約世帯が減少するに伴い、受信者の増加は減収の傾向にあり、従来の受信料による

収入をもつては、前記事業の拡充に対応し得ないのみならず、従来規模における事業の運営も不可能な状態である。このため、昭和三十三年度において、協会としてはその使命を達成するための必要止むを得ざる措置として受信料の改訂を考慮したのであるが、当時における社会経済情勢を勘案してこれを一時延期し、債務償還の繰延べ、減価償却費の削減等の非常措置により収支予算を編成した。その後協会に対する社会的要望はますます重きを加え、前記諸計画実施の必要性は更に加わるとともに、財政面の困難は累加することとなるので昭和三十四年度においては、受信料を月額八五円に改訂し事業運営の基礎を確立することとする。

テレビジョンにおいては現行受信料(月額三〇〇円)をもつて事業を運営することとするが、総合放送網及び教育放送網の全国普及を早期に実現するためには、多額の建設資金を必要とし、現下の金融情勢においてその調達には協会として最大の努力を要するところである。

以上、現在における協会の任務の達成と将来にわたる事業の発展のために次のとおり昭和三十四年度事業計画並びに収支予算を編成する。

二 建設計画  
(ラジオ)

昭和三十三年度における建設計画は、標準放送網の整備、FM放送局の建設等新規拡充計画に六億五、〇〇〇万円、経年のため老朽し或は機能的に陳腐化した機器、施設の取替改善に一四億円、総額二〇億五、〇〇〇万円をもつて施行する。

(一) 新規拡充計画

- 1 放送施設の建設  
すみやかに標準放送網を完成して難聴地域の解消をはかることとし、秋田はか一一局の増力、中継放送所三局の建設、第二放送五局の増設及び微電力局の新設、並びに超高压送電線放送の新設に一億五、五〇〇万円である。
- 2 FM放送網の建設  
東京、大阪FM放送局の増力及び名古屋はか二局の新設に着手することとし、三十四年度内所要額二億八、七〇〇万円である。
- 3 一般施設の増設  
車両及び業務用宿舎の増設に二億八〇〇万円である。

(二) 老朽設備改善計画

- 1 放送機器の改善  
録音中継機器、空中線装置、音声調整装置及び一般事務用

機器等の整備に二億八、五八五万円である。

## 2 放送施設の改善

東京、札幌、広島等の演奏所設備の整備、研究施設の改善、老朽局舎の建替等に一一億一、四一五万円である。

## (テレビジョン)

昭和三十四年度における建設計画は、総合テレビジョン放送網として釧路ほか一三局教育テレビジョン放送網として札幌ほか五局を新設し、また、既設局の放送用設備の改善、演奏所施設の充実をはかることとし、総額、四三億二、九〇〇万円をもつて施行する。

## (一) 総合テレビジョン放送網の建設

前年度から継続の秋田ほか五局の完成、釧路ほか七局の建設及び金沢ほか三局の増力並びに微電力局の設置に一七億五、六一〇万円である。

## (二) 教育テレビジョン放送網の建設

札幌ほか五局の教育テレビジョン局の建設に五億二、三三六万円である。

## (三) 放送設備の改善

東京、大阪その他既設局放送設備の改善、東京演奏所増設等に二〇億四、九一四万円である。

## 三 事業運営計画

### (ラジオ)

#### (一) 要員及び給与

定員としては、前年度八、五二五人に対し、設備の増加、業務の拡充等により、現業要員二九一人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により二四一人の節減を見込み、総員八、五七五人であり、これに対する給与の総額は、四三億一、七六六万円である。

#### (二) 国内放送

##### 1 放送関係

(1) 放送番組については、番組内容の充実につとめることとし、総額三三億七、五一五万七千円をもつて実施する。すなわち、番組の編成に六億三、二二八万一千円、番組の実施に二四億二、一九二万三千円、番組の資材整備に一億六、五〇四万三千円及び番組の調査研究その他に一億五、五九一万円である。

##### (2) 放送施設の保守運用については、一層の合理化をはかるとともに設備の改修整備につとめる。このため前年度五億一五〇万九千円に

対し一億六、九七五万円の増額となり、総額六億七、一二五万九千円である。

増額となり、総額六億七、一二五万九千円である。

#### (3) 通信施設関係については、専用回線の増加等により、前年度六億六、四七八万六千円に對し七、三三三万二、二二九千円の増額となり、総額七億三、八一八万八千円である。

以上により、放送費総額は、前年度三九億三、六五二万七千円に對し八億四、八〇〇万七千円の増額となり、四七億八、四五三万四千円である。

## 2 業務関係

業務関係については、放送番組の周知、故障受信機の修理相談及び雑音障害の防止等により受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。

このため、前年度一〇億二、六七五万三千円に對し二、九五四万二千円の増額となり、総額一〇億五、六二九万五千円である。すなわち、普及及び受信改善関係に二億二、二九八万九千円、契約及び収納関係に八億三、三三〇万六千円である。

## 3 管理関係

管理関係については、業務

の合理化により、極力経費の節減につとめるが、設備の増加並びに退職手当及び社会保障料の増額等により、前年度一五億六、八六〇万七千円に對し一億九、九四九万一千円の増額となり、総額一七億六、八〇九万八千円である。

## 4 技術研究関係

技術研究関係については、無線、音響、受信改善対策その他の研究並びに各種技術調査のため、前年度二億六、七五七万八千円に對し一億五、〇〇〇万円を増額し、総額四億一、七五七万八千円である。

## 5 減価償却費

減価償却費については、建設工事の進捗による償却資産の増加のため、通常償却費七億二、七〇〇万円を要するほか、前年度財政収支の均衡上止むを得ず繰延べた償却不足額の一部を取戻すこととし、また、現有資産の老朽陳腐化

## 6 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は総額三億七、〇〇三万円である。

#### (三) 国際放送

国際放送については、従来の送信方向を一方増加して一六方向とし、また主要方向の送信時間を増加して、総放送時間二五時間の放送を行う。このため前年度一億七、一一三万円に對し一億六、〇九一萬一千円の増額となり、総額三億三、二〇四万一千円である。

#### (四) 選挙放送

選挙放送については、参議院議員半数改選及び都道府県知事その他の補欠選挙放送経費として一六、一四四万四千円である。

#### (五) 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため、二億円を見込む。

(テレビジョン)

(一) 要員及び給与

定員としては、前年度一、二二人に対し、新規開設放送局の増加、放送時間の拡充、受信契約者数の増加等により、現業要員一、〇三九人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により五一一人の節減を見込み、総員二、二〇〇人であり、これに対する給与の総額は、一〇億九、九三九万二千元である。

(二) 放送関係

1. 放送番組については、放送時間は、総合放送については前年度に対し二時間を増加して二時間とし、また教育放送については二時間三〇分を増加して九時間とする。このため、総額一六億六、〇三三万二千元をもつて内容の充実につとめる。すなわち、番組の編成に三億七、八六二万四千円、番組の実施に七億五、三九九万六千円、番組の資材整備に二億二、〇四四万六千円、及び番組用映画の製作その他に三億七、二六六万六千円である。

2. 技術関係については、設備の改修整備につとめるとともに運用の合理化をはかるが、同数の増加等により、前年度

三億三、三六〇万八千円に対し二億六、四七七万六千円の増額となり、総額五億九、八三八万四千円である。

3. 通信施設関係については、

マイクローウェーブ専用区間の延長等により、前年度六億四、五五七万七千円に対し五億一、四三九万円の増額となり、総額一億五、九九六万七千円である。

4. 研究調査関係については、テレビジョン番組に関する調査研究及びテレビジョン技術の基礎的応用的研究を充実強化することとし前年度一、三七六万二千元に対し一億五、五一六万四千円の増額となり、総額一億六、八九二万六千円である。

以上により、放送費総額は、前年度一九億七、七八六万六千円に対し一六億七、九八二万三千円の増額となり、三五億八、七六〇万九千円である。

(三)

業務関係

業務関係については、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。このため、前年度二億一、四五一万四円に対し二億八、二四四万円の増額となり、総額四億二、二七五万四千円である。すなわ

ち、普及及び受信改善関係に一億一、八九三万八千円、契約及び収納関係に三億三八一万二千元である。

(四) 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節減につとめるが、設備の増加並びに退職手当及び社会保険料の増額等により、前年度一億八、三八二万六千円に対し二億八、二四二万三千円の増額となり、総額四億六、六二四万九千円である。

すなわち、一般管理経費に九、三〇二万二千元、舎屋の維持管理に八、一九八万一千円、職員の厚生保健に一億五、七五五万四千円、退職手当その他に一億三、三六九万六千円である。

(五) 減価償却費

減価償却費の必要額は、七億五、〇〇万円である。

(六) 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は、七億一、八二〇万円である。

(七) 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため、一億五、〇〇〇万円を見込む。

四 受信契約者見込数

(ラジオ)

(一) 有料契約者見込数

| 区 分       | 昭和三十四年度   | 昭和三十三年    | 増 減     |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 年度初頭契約者数  | 1,400,000 | 1,300,000 | 100,000 |
| 年度内新規契約者数 | 1,100,000 | 1,000,000 | 100,000 |
| 年度内廃止契約者数 | 1,000,000 | 900,000   | 100,000 |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |

(二) 受信料免除者見込数

| 区 分       | 昭和三十四年度 | 昭和三十三年  | 増 減 |
|-----------|---------|---------|-----|
| 年度初頭免除者数  | 200,000 | 200,000 | 0   |
| 年度内新規免除者数 | 200,000 | 200,000 | 0   |
| 年度内廃止免除者数 | 100,000 | 100,000 | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000 | 100,000 | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000 | 100,000 | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000 | 100,000 | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000 | 100,000 | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000 | 100,000 | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000 | 100,000 | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000 | 100,000 | 0   |

(テレビジョン)

(一) 有料契約者見込数

| 区 分       | 昭和三十四年度   | 昭和三十三年    | 増 減     |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 年度初頭契約者数  | 1,700,000 | 1,600,000 | 100,000 |
| 年度内新規契約者数 | 1,100,000 | 1,000,000 | 100,000 |
| 年度内廃止契約者数 | 1,000,000 | 900,000   | 100,000 |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |
| 年度内増加契約者数 | 100,000   | 100,000   | 0       |

(二) 受信料免除者見込数

| 区 分       | 昭和三十四年度   | 昭和三十三年    | 増 減 |
|-----------|-----------|-----------|-----|
| 年度初頭免除者数  | 600,000   | 600,000   | 0   |
| 年度内新規免除者数 | 1,100,000 | 1,100,000 | 0   |
| 年度内廃止免除者数 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000   | 100,000   | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000   | 100,000   | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000   | 100,000   | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000   | 100,000   | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000   | 100,000   | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000   | 100,000   | 0   |
| 年度内増加免除者数 | 100,000   | 100,000   | 0   |



## 昭和三十四年度資金計画

## 一 概要

(一) 本資金計画は、昭和三十四年度収支予算並びに事業計画にもとづき、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

## (二) 本年度の入金額は

ラジオ関係については、年度初頭受信契約者数一、四三二万四千人、年度内新規契約者数一三五万人、廃止契約者数二二四万四千人、受信料月額八五円をもつて算定した受信料収入予算一四七億三、五二五万円から、そのうちの収納不能による欠損見越額一億二、二〇〇万円を控除した受信料収入額一四六億一、三二五万円、国際放送関係交付金九、三九三万二千円、選挙放送関係交付金一六、一四四万円、受入利息、巡回相談等の雑収入六、五〇〇万円、長期借入

金六億五、〇〇〇万円、固定資産売却代金八七〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額一、七八〇万円、その他の入金額二億三、三〇〇万円をあわせて一五六億八、三二九万六千円と予定した。

テレビジョン関係については、年度初頭受信契約者数一七〇万六千人、年度内新規契約者数二〇万人、廃止契約者数四〇万人、受信料月額三〇〇円をもつて算定した受信料収入予算七六億二、一六〇万円から、そのうちの収納不能による欠損見越額一億七、〇〇〇万円を控除した受信料収入額七五億一、四六〇万円、長期借入金三六億一、四〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額九、六四〇万円、受入利息その他の雑収入二、四〇〇万円、その他の入金額七五〇万円

をあわせて一二二億六、六五〇万円と予定した。

以上ラジオ、テレビジョン入金額合計二六九億四、九七九万六千円となり、また前年度から繰り越す資金を三億円と予定することとしたため、これをあわせて、総入金額は二七二億四、九七九万六千円である。

## (三) 本年度の出金額は

ラジオ関係については、事業経費一二六億七、七八二万円、放送設備建設改修費二〇億五、〇〇〇万円、放送債券返済金一、七八〇万円、長期借入金返済金一億三、四二六万六千円、放送債券返済法定積立金一億五、三二二万円、予備金二億円、放送債券利息、長期借入金利息その他四億七、〇六五万三千円、合計一五六億七、二九二万九千円と予定した。

テレビジョン関係については、事業経費五億七、六〇〇万円、放送設備建設改修費四三億二、九〇〇万円、放送債券返済金二億一、〇〇〇万円、長期借入金返済金三億円、放送債券返済法定積立金九、〇八〇万円、予備金一億五、〇〇〇万円、放送債券利息、長期借入金利息その他六億九、二七〇万一千円、合計一三三億四、〇五〇万一千円と予定した。

これにより、出金総額は、ラジオ、テレビジョンあわせて、二七〇億一、三四二万六千円である。

資金の需要及びこれに対する資金の調達を四半期ごとにみれば、別表のとおりであるが、特に、1 長期借入金の借入については、情勢によつては、放送債券にかえて資金需要をみたすこととする。

2 長期借入金の返済は、ラジオ関係においては本年度返済期にあたる一億三四二万六千円、テレビジョン関係においては三億円の返済を行うこととした。

これにより、借入金の年度末残高は、ラジオについては、前年度からの持越額一一億五、八三九五万五千円に対し、前記一億三四二万六千円を返済し、あらたに六億五、〇〇〇万円を借り入れることにより、一七億四九六万九千円となり、また、テレビジョンについては、前年度からの持越額五二億四、〇〇〇万円に対し、前記三億円を返済し、あらたに三六億一、四〇〇万円を借り入れることにより八五億六、四〇〇万円と見込まれる。

二 資金計画表

(単位千円)

| 区 分      | 第一・四半期     | 第二・四半期     | 第三・四半期     | 第四・四半期     | 合 計        |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一 前期繰越金  | 1,000,000  | 2,133,333  | 2,511,111  | 1,866,667  | 7,511,111  |
| 二 収 入    | 6,187,321  | 6,110,674  | 6,781,744  | 7,833,333  | 26,913,072 |
| (ラ ジ オ)  | 3,847,735  | 3,800,918  | 3,851,000  | 4,139,355  | 15,639,018 |
| 受 信 料    | 3,042,447  | 3,042,447  | 3,042,447  | 3,042,447  | 12,170,791 |
| 長期借入金    | 100,000    | 100,000    | 100,000    | 100,000    | 400,000    |
| 交付金収入    | 3,500,000  | 2,268,000  | 3,500,000  | 3,500,000  | 12,768,000 |
| 雑収入      | 1,500,000  | 1,500,000  | 1,500,000  | 1,500,000  | 6,000,000  |
| 固定資産売却代金 | 800,000    | 1,200,000  | 1,200,000  | 1,200,000  | 4,400,000  |
| 放送債券返済金  | 100,000    | 100,000    | 100,000    | 100,000    | 400,000    |
| 戻入       | 100,000    | 100,000    | 100,000    | 100,000    | 400,000    |
| その他の収入   | 2,000,000  | 2,000,000  | 2,000,000  | 2,000,000  | 8,000,000  |
| 合 計      | 10,187,321 | 10,244,007 | 11,352,755 | 12,733,333 | 44,517,416 |

| 区 分       | 第一・四半期    | 第二・四半期    | 第三・四半期    | 第四・四半期    | 合 計        |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 三 支 出     | 2,108,888 | 2,130,551 | 2,511,111 | 1,866,667 | 8,617,217  |
| (ラ ジ オ)   | 1,699,888 | 1,657,551 | 1,951,111 | 1,551,111 | 6,859,661  |
| 受 信 料     | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 4,000,000  |
| 長期借入金     | 600,000   | 600,000   | 600,000   | 600,000   | 2,400,000  |
| 放送債券返済金   | 400,000   | 400,000   | 400,000   | 400,000   | 1,600,000  |
| 戻入        | 1,875,000 | 1,875,000 | 1,875,000 | 1,875,000 | 7,500,000  |
| その他の収入    | 613,888   | 613,888   | 613,888   | 613,888   | 2,455,552  |
| 事業経費      | 3,800,000 | 3,800,000 | 3,800,000 | 3,800,000 | 15,200,000 |
| 放送設備建設改修費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 4,000,000  |
| 放送債券返済金   | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 4,000,000  |
| 長期借入金返済金  | 100,000   | 100,000   | 100,000   | 100,000   | 400,000    |
| 法定積立金     | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 合 計       | 7,617,217 | 7,617,217 | 8,617,217 | 6,859,661 | 30,711,312 |

昭和三十四年三月二十七日 参議院会議録第二十号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

五四七

| 予備金     | その他の支出 | (テレビジョン) | 事業経費   | 放送設備建設費 | 修費     | 放送債券返済  |
|---------|--------|----------|--------|---------|--------|---------|
| 三三,000  | 五八,八六六 | 二四,〇八三   | 一三,九六三 | 八六,八〇〇  | 六六,八〇〇 | 九〇,〇〇〇  |
| 六〇,〇〇〇  | 七六,七七七 | 二四,九四〇   | 一七,八八五 | 八三,三〇〇  | 七,〇〇〇  | 七,〇〇〇   |
| 四〇,〇〇〇  | 三三,四七九 | 三三,三六三   | 一五,三三七 | 一〇,四四〇  | 二,〇〇〇  | 二,〇〇〇   |
| 六〇,〇〇〇  | 二八,六六六 | 三三,六八七   | 一四,四八六 | 一五,一五〇  | 六,〇〇〇  | 六,〇〇〇   |
| 一〇〇,〇〇〇 | 四四,〇七二 | 一一,〇〇一   | 五五,七〇〇 | 四四,〇〇〇  | 四〇,〇〇〇 | 一〇一,〇〇〇 |

| 長期借入金返済 | 法定積立金  | 予備金    | その他の支出 | 後期繰越金  |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 〇       | 〇      | 一〇,〇〇〇 | 八,〇〇〇  | 三三,〇〇〇 |
| 一〇〇,〇〇〇 | 四四,〇〇〇 | 四四,〇〇〇 | 一五,六六六 | 二二,一四三 |
| 一〇〇,〇〇〇 | 四四,〇〇〇 | 四四,〇〇〇 | 五五,五五五 | 二二,一四三 |
| 一〇〇,〇〇〇 | 四四,〇〇〇 | 四四,〇〇〇 | 二八,六六六 | 二二,一四三 |
| 一〇〇,〇〇〇 | 四四,〇〇〇 | 四四,〇〇〇 | 六六,八〇〇 | 一      |

昭和三十四年二月

日本放送協会昭和三十四年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

郵政大臣

意見書

日本放送協会(以下「協会」といふ)の事業計画の中に於いて言及している計画概説は、協会が昭和三十三年度事業計画において、同年度以降数箇年にわたり実施する長期計画として表明したものとほぼ同様のものであり、昭和三十四年度事業計画は、その第二年度計画の実施とされているところのものである。

ラジオにおいては、(一)老朽施設の改善、(二)放送番組の充実、(三)研究活動及び国際放送等協会の特有のものは現下特に協会の期待すべき業務の推進充実並びに職員待遇の適正化等を計画の重点としているが、これらは、わが国における放送の発達を基礎をつちかき、基本的放送サービスを全国民に対し保障すべき義務を

負っている協会の任務に適合し、あわせて、前年度収支予算等の国会の承認に際し、両院通信委員会において行われた決議に見られるとき国会の要望にもおおむねそむるものであつて、適当なものと認められる。なお、ラジオに関する諸計画実施のため、受信料月額を八十五円に予定しているが、ラジオ受信契約者の増加による収入増加が今後ほとんど期待し得ない現状においては、前記諸計画の緊急性にかんがみ、この程度の受信料改訂はやむを得ないものと認める。

テレビジョン放送については、前記の計画に基づき、総合テレビジョン放送局及び教育テレビジョン放送局の全国的置局の推進を図り、他方両テレビジョン放送の放送時間の増加及び番組内容の向上等放送の充実並びに研究活動の強化等を計画しているが、これらは、その置局計画において、周波数の割当計画との関係から変更の必要が生ずる場合があるとしても、協会の使命に照しおおむね適当なものと認められる。なお、テレビジョンに関する研究においては、カラーテレビジョンの送受信の方式

及び受像機に関する調査及び新技術の開発に特に留意することが望ましい。また、テレビジョン放送の受信契約者数の増加について正確な見込を立てることは、現在きわめて困難な時期にあるが、もし、契約者数の増加による収入の増加が協会の見積りを大きく上回る場合には、つとめて長期負債の早期返済に充当すること等により、経営基礎の確立に資し、もつて、引き続き建設のため多額の資金を必要としながら、一方、受信契約者増加の通減時期が到来すること等今後数箇年の間に協会が当面することあるべき事態に対処しておくことが望ましいと考える。

〔手島栄君登壇、拍手〕

○手島栄君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和三十四年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めんとするものでありまして、その内容を申し上げますと、

まず、収支予算につきましては、ラジオ関係においては、収支のおおの百六十九億六千三百余万円でありまして、これを前年度に比しますと、総額においてそれぞれ二十九億七千四百余万円の増加となっております。また、テレビジョン関係におきましては、収支のおおの百二十億七千七百円でありまして、前年度に比べて、それぞれ四十四億九千六百余万円の増加となっております。

受信料収入については、ラジオにおいては、受信料を改定して月額六十七円を月額八十五円に、テレビジョンは前年度と同額の月額三百円として、それぞれ算出してあります。

また、事業計画につきましては、その重点を、ラジオにおいては、老朽施設の改善、放送番組の充実、研究活動の強化及び国際放送等の充実に、テレビジョンにおいては、総合及び教育テレビジョン放送局の全国的置局の推進並びに放送時間の増加、番組内容の向上等、放送の充実及び研究活動の強化等に置いてあります。

これら収支予算等に対し、郵政大臣は、「おおむね適当なものと認める、ラジオ受信料の改定については、ラジ

オに関する諸計画の緊急性にかんがみ、今後、契約者の増加による収入増加がほとんど期待し得ない現状においては、この程度はやむを得ない」旨の意見を付してあります。

通信委員会におきましては、佐藤大蔵大臣並びに郵政省及び日本放送協会の各当局につき、詳細にわたり質疑を行い、本件の慎重審議をいたしたのであります。そのおもなる点を申し上げますと、ラジオ受信料の値上げの理由については、離地地域を解消すること、教育番組、教養番組等の充実拡充をはかり、わが国放送文化の水準の向上に努めること、及び老朽施設の近代化のため特別償却を行う必要があるが、受信者の増加を望めない中で、やむなく今回の改定となつたが、受信者の負担の増加を最小限度にとどめるように、経営の合理化と技術の改善によつて経費の節約をはかり、将来値上げは予想していない。国際放送に要する経費は、政府が負担すべきではないか。受信料免除者の受信料は政府において措置すべきではないか。教育、準教育テレビジョン放送局の置局計画に対応して、極超短波帯の研究を急速に行うべきではないか。周波数の割当及び

中継施設が計画通りにいかぬ場合においても、教育放送を重点的に行うべきであること、及び従業員の待遇の向上並びに厚生施設の拡充に努めるべきであること等であります。なお、詳細については会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して森中委員より、受信者の獲得、既契約の確保、国際放送費及び免除受信料等の政府負担により収入の増加をはかるべきであつて、値上げを行うべきではないとの理由により反対、次に、自由民主党を代表して新谷委員より、受信料収入によつて経営する協会において、受信者の増加は頭打ちとなり、一方、難聴地域の解消、老朽施設の改善、番組内容の充実等に多額の資金を要するので、この程度の値上げはやむを得ないとして賛成の意見が述べられました。

なお、協会に対し、協会は、その公共的使命にかんがみ、全国放送網の早期完成、社会教育、教養水準の高揚等に万全の考慮を払うべきこと。なお、教育テレビジョンの全国普及の必要なるUHF帯の周波数の研究、及びUHF帯とVHF帯との混合により生ずべき各種の障害除去のための研究、並びに、ラジオ、テレビを通じての微電力局を無人操作するため必要とする技術的研究等については、その独自の立場から格段の努力を払うべきであるとの

要望がありました。次いで、無所属クラブを代表して長谷部委員より、値上げは好ましくないが、一そう充実した教育、教養等の放送を期待して賛成する旨の発言がありました。

かくて討論を終え、採決いたしましたところ、多数をもって原案通り承認すべきものと議決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 本件に対し、討論の通告がございます。発言を許します。光村基助君。

〔光村基助君登壇、拍手〕

○光村基助君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件に關し、承認することに反対の意見を表明するものであります。

本案は、ただいま委員長の報告にありました通り、日本放送協会の昭和三十四年度における収支予算などであり、まして、現行月額六十七円を八十五円に改定し、三十三億四千万円の増収をはからんとするものであります。

私は、まず協会が突如としてこの約三〇%に相当する大幅の値上げを提案するに至ったいきさつを申し述べたいのであります。日本放送協会は、公共放送の担当者として、三十四年の長い

間、比較的安定した経営のもとに、わが国の政治、経済、教育、文化の向上発展のために多大の功績をあげてきたのであります。最近、民間放送事業の飛躍的発展と技術の著しい進歩によつて、放送界の機相が一変いたしましたとともに、公共放送に対する国民の要望もまた非常に強くなって参りました。

協会はこの情勢に即応するため、経営の体制を整備する必要に迫られたのであります。しかしながら、協会が現状から脱却して、よくこの時代の要請にこたえるためには、まず幾多の困難な問題を解決せねばならないのであります。しこうして、これが解決のためには、政府の行政上の措置を必要とする点が多いのであります。すなわち、あるいは受信料の性格の明確化、協会に交付すべき資金の予算化、低利融資のあつせんその他であります。

これらをすみやかに実施すること、これが事業安定の前提条件であります。たまたま、過般、放送法改正の審議の際においても、これが実施の決意を強く政府に促したのであります。政府は、いたずらに末節の問題にとらわれて、ついにその実行の誠意を示さなかつたのであります。今日、協会の経営が行き詰まった原因も、多くは政府の無策に歸すべきものであります。その責任はまことに重いとわなければなりません。といって、協会に責任が全然ないとは申せません。協会が、ただ好

調の安易になれて積極的熱意を欠き、他力本願をもつて終始した罪もまた軽からざるものがあります。世論を無視して料金を引き上げ、経営不安の責任をもつば受信者に転嫁するがごときは、容認しがたいところであります。(拍手)

言うまでもなく、値上げは容易にこれを許すべきではありません。なかんずく、公益事業の料金においてしかりであります。政府並びに協会は、現行の料金が昭和二十九年以来据え置かれたため、諸物価に比較して著しく低廉となつておるので、受信者の家計に与える影響もきわめて軽微であるとの口実のもとに、引き上げを行わんとしているのではありません。料金はその事業の固有の事情によつて決定すべきもので、単純に他の事業料金の比較によつて左右されるべきものではありません。

公益事業料金は、それがたとえ低率であつても、国民大衆の心的、物的両面に深刻な影響を与えるものでありますから、もろもろの事情を慎重に考究の上、決定いたさねばなりません。一たびこれをあやまたんか、国民の反響を誘発するのみならず、ひいてはインフレの原因をなすに至るのであります。私が本案に反対する根本の理由もまたここにあるのであります。

以下、提案の具体的事項について、さらに所見を明らかにしたいと存じます。

政府並びに協会は、値上げの理由として、昭和三十三年以来ラジオの新規契約者が次第に減少の傾向をたどり、三十三年度においては三十万、三十四年度においてはわずかに十万余にすぎないものと見込み、自然増収が多くを期待できないためであるといふのであります。しかしながら、全国各地別の普及率を見ますと、九〇%の所もありますが、六〇%ないし七〇%程度の地域も相当に多くあるのであります。これらの低率地域を現在の全国平均八二%にまで伸ばすならば、一〇%以上、すなわち少くとも百五十万の新規契約者を容易に獲得することができ、現行料金によつて僅に十億円の増収をあげることができるのであります。この事実、たまたま協会もおおむねこれを認めております。すなわち、三十四年度の新規契約者は、料金値上げをしても、なおかつ、百三十五万としております。従つて、普及はいまだ頭打ちとなつていないのであります。われわれの所見通り順調に伸びておるのであります。しかるに、奇怪なことは、廃止契約者が百二十万に達するといふ点であります。百三十五万の新規契約者を獲得して、百二十四万の既契約者を失うという説明を、われわれは信ずることができないのであります。協会は、新契約者の開発のため多大な経費と努力を費しておられますが、もしこのことが事実とするならば、さながら

ら、「さる」で水をすくっているにひとしいものでありまして、愚策のはなはだしいものと申さねばなりません。普及率が相当高くなるに従い、新規開発が困難となり、ある程度伸びが鈍くなるのはやむを得ないのであります。かかる段階に至れば、むしろ既契約の確保が重要な問題となるのであります。協会は、料金値上げを企図するに先だち、この廃止契約者の防止対策を真剣に検討すべきであつたのであります。五カ年計画案によると、昭和三十七年度に至る各年度において、百二十数万の廃止を予定しております。協会が依然としてかかる安易なる態度であるならば、民間放送の飛躍的發展を見つづける今日、協会の予想をこえて、ますます脱落者を増加せしめ、危機の再来を招くおそれなしとしないのであります。協会は、よろしく新規契約者の開発と既契約者の維持に積極的努力を傾け、少くとも十億円以上の増収を期待すべきであります。

次に、協会は、三十四年度において国際放送の拡充を計画いたし、これが本年度の所要額として一億六千万円を増額し、前年度の一億七千万円と合せて総額三億三千万円を計上いたしておるのであります。そもそも国際放送は、国際親善の増進、貿易の促進、文化の交流など、今日わが国が国策として行なっているものでありまして、これに要する経費はすべて政府の負担で

あることは放送法の明記するところでありまして、国内受信者の負担すべきものでないことは申すまでもありません。かねてから委員会の審議においてその違法が指摘せられ、政府もまたその実行を言明いたしているにもかかわらず、毎年度、予算の不足を理由として経費の大部分を協会に負担せしめているのであります。政府はすみやかにこれを予算化して協会に交付すべき責任があります。

次に協会は、学校、生活保護者その他に対し受信料の免除を行い、その数は三十三年度までに五十五万世帯に及んでおり、三十四年度はこれを六十七万世帯に拡大せんとしているのであります。学校教育を助成し、生活困窮者の家庭に放送の恩恵を及ぼさんがために受信料を免除するこの企図は、まことに適当でありまして、私も賛賞を惜しまないものであります。しかしながら、その免除総額六億余円をあげて協会の負担としたことは、不当の措置と言わなければなりません。申すまでもなく、教育は国の事業であります。生活困窮者の救済は政府みずからこれを行ふべきものであります。協会が財政基礎の確立のためと称して料金値上げを強行しながら、その反面、その資金を事業の目的外に使用することは、受信者を欺くものと言わなければなりません。政府の責任の回避によって、協会は国際放送の所要経費三億三千万円

と合せて十億円に及ぶ無用の支出をしられていたものであります。政府の反省を強く望むものであります。

また、協会の三十四年度事業計画によると、ラジオにおいて放送番組の充実、中波放送網の完成、老朽設備の改善、FM放送の開張、職員の待遇改善、研究機関の充実などをあげておりまして、その計画はきわめて適当であり、私もまた賛意を表するものであります。が、これに対する資金計画は一部不適当と認められるものがあるのであります。すなわち、まずFM放送の開張のため一億円余を見込んでおることでありまして、協会はFM放送を第三放送として全国普及を計画いたしておりますが、FM放送は混信防止のため特定地域に実施せられるもので、しかも、今日いまだ実験段階にあるにすぎません。従つて、FM放送の全国普及は現段階においては不急の計画でありまして、これに関する予算もまた無用であります。

私が遺憾に思うことは、老朽施設改善のために十六億円を予定していることとでありまして、協会資産のうち償却を要するものは総額七十九億円でありまして、これを三十七年度までの四年間に全額償却することとし、三十四年度十六億円を充当しております。協会の説明によれば、昭和二十九年以前の設備機器は老朽化したので、特別償却をいたす必要があるというのでありますが、二十九年以前においても償却は

行われていたものでありますから、今日、突如として一挙にかかる巨額の償却を行う理由のあるべきはありますがありません。協会が国民の事業体として国民のために善良なる経営管理をいたしてゐるならば、かかる事態を発生することとはあり得ないのであります。もとより設備の近代化、能率化は、これをはからねばなりません。かりにこのことが事実とすれば、受信料の値上げの愚をもつてせず、よろしく政府の財政資金など低利の資金をもつて充てるべきであります。

以上、私の指摘したところに従つて、政府及び協会が相互に誠意をもつて収支の検討調整をするならば、現行の料金をもつても十分運営ができるのであり、すなわち値上げの必要はないのであります。言うまでもなく、料金の値上げは、経営の実態と社会の反響を慎重に考慮してこれを行ふべきものであります。特に受信料の値上げは、受信者の納得を得ることがきわめて困難であります。今日においてさえ、その取納に摩擦があるのであります。ましてや値上げをすれば、ますますその度を強くするものであります。値上げをする前に、よろしく協会は世論を聞き、その使命を反省し、慎重にその運営のあり方を再検討せられるべきであります。

最後に、このラジオ受信料値上げを無責任にも容認し、また、私鉄、電気、ガス、水道、新聞、さらに入浴料金の値上げを強行せんとする政府の矛盾に満ちた一連の施策については、ここにあらためてその反省を求めるものであります。(拍手)岸政權は、口に減税を唱えながら、現実には、間接税的なラジオ受信料、私鉄運賃、電気、ガス料金、そして入浴料金の値上げを何ら恥じ入ることなく実行しようとしているものであります。諸物価は上昇の線をたどるばかり。世間から、岸内閣のことを値上げ内閣といわれております。下るのは岸内閣の信望のみであります。かくのごときは、岸内閣の減税の公約に反するものであり、国民生活に過重の負担をしいるにほかならないのであります。ここにおいて、政府は、協会予算編成に際しても、当然の負担である経費をすみやかに交付するとともに、新規拡充資金の融通を極力あつせんし、受信料値上げを抑制すべく努力すべきであります。

以上をもつて私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本件の採決をいたします。本件全部を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十六、昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その2)、

日程第十七、昭和三十三年特別会計予備費使用総調書(その2)、

日程第十八、昭和三十三年特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書、

日程第十九、昭和三十三年特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書、

日程第二十、昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その1)、

日程第二十一、昭和三十三年特別会計予備費使用総調書(その1)(いずれも衆議院送付)、

日程第二十二、昭和三十三年一般会計国庫債務負担行為総調書、以上七件を一括して議題とすること、

に御異議ございませんか。  
〔異議なしと仰る者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。決算委員長西川甚五郎君。

#### 審査報告書

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十三年特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十三年特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書

昭和三十三年特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その1)  
昭和三十三年特別会計予備費使用総調書(その1)

右全会一致をもって承諾を与うべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年三月二十五日

決算委員長 西川甚五郎  
参議院議長松野鶴平殿

#### 要領書

委員会の決定の理由

一、昭和三十三年一般会計予備費の予算額は八十億円であつて、このうち、昭和三十三年一月十四日から同年三月三十一日までの間に於いて使用した金額は二十億八千九百九十九万円である。

二、昭和三十三年各特別会計予備費の予算総額は七百二十一億七千九百九十九万円であつて、このうち、昭和三十三年二月十二日から同年三月二十九日までの間に於いて使用した金額は百五億九千八百九十九万円である。

三、昭和三十三年特別会計予算総則第十三条に基づき、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは三件であつて、その金額は十六億三千五百九十九万円である。

四、昭和三十三年特別会計予算総則第十四条に基づき、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは一件であつて、その金額は十三億九千九百九十九万円である。

たものは一件であつて、その金額は十三億九千九百九十九万円である。

五、昭和三十三年一般会計予備費の予算額は九十億円であつて、このうち、昭和三十三年四月四日から同年十二月二十六日までの間に於いて使用した金額は七十億三千九百九十九万円である。

六、昭和三十三年各特別会計予備費の予算総額は千九百六億一千九百九十九万円であつて、このうち、昭和三十三年四月二十二日から同年十二月二十六日までの間に於いて使用した金額は四百四十七億六千九百九十九万円である。

以上六件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認めた。

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十三年特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十三年特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書

昭和三十三年特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十三年特別会計予備費使用総調書(その1)

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年三月十八日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長松野鶴平殿

#### 審査報告書

昭和三十三年一般会計国庫債務負担行為総調書

右全会一致をもって異議がないと議決した。よつて報告する。

昭和三十四年三月二十五日

決算委員長 西川甚五郎  
参議院議長松野鶴平殿

昭和三十三年一般会計国庫債務負担行為総調書

右国会に提出する。

昭和三十四年二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

〔西川甚五郎君登壇、拍手〕

○西川甚五郎君 ただいま議題となりました昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その2)外五件の事後承諾を求める件並びに昭和三十三年一般会計国庫債務負担行為総調書について、決算委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、予備費使用の内容を概略御説明申し上げます。  
第一に、昭和三十三年一般会計予備費使用総調書(その2)につきましては、昭和三十三年一般会計予備費の予算額は八十億円でありますが、そのうち、昭和三十三年十二月二十七日ま

でに使用されました五十九億四百九十九万円につきましては、第二十八国会で承諾を与えておりますので、今回は昭和三十三年一月十四日から同年三月三十一日まで使用されました二十億八千九百九十九万円について承諾を求めているのであります。

第二に、昭和三十三年特別会計予備費使用総調書(その2)について申し上げます。昭和三十三年各特別会計予備費の予算総額は七百二十一億七千九百九十九万円であり、そのうち、昭和三十三年十二月二十七日までに使用されました三百六十四億四千二百九十九万円については、これまた第二十八国会で承諾を与えておりますので、今回は昭和三十三年二月十二日から同年三月二十九日まで使用されました百五億九千八百九十九万円について承諾を求めているのであります。

第三に、昭和三十三年特別会計予算総則第十三条に基づく使用総調書について申し上げます。この規定に基づき、予備費使用の例に準じて、予算を超過して支出の行われましたものは、第二十八回国会で承諾を与えられた七千五百九十九万円を除き、印刷局特別会計、資金運用部特別会計並びに特別徴収復旧特別会計の分であつて、合計十六億三千五百九十九万円であります。

第四に、昭和三十三年特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書につ

昭和三十四年三月二十七日 参議院會議録第二十号 昭和三十三年一般會計予備費使用總調書(その2)外六件

いて申し上げます。この規定に基き、予備費使用の例に準じて、予算を超過して支出の行われましたものは、郵政事業特別会計の分であつて、十三億九千九百九十九万四千七百九十九円に上ります。

第五に、昭和三十三年一般會計予備費使用總調書(その1)について申し上げます。昭和三十三年一般會計予備費の予算額九十億円のうち、昭和三十三年四月四日から同年十二月二十六日まで使用されましたものが七十億三千九百九十九万四千七百九十九円に上ります。

最後に、昭和三十三年特別会計予備費使用總調書(その1)について申し上げます。昭和三十三年度各特別会計予備費の予算額總計千九百六十六億千九百九十九万四千七百九十九円のうち、昭和三十三年四月二十二日から同年十二月二十六日まで使用されましたものが四百四十七億六千九百九十九万四千七百九十九円に上ります。

決算委員会におきましては、以上六件について当局の説明を聞いた上、慎重審議いたしました。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。質疑を終り、別に討論もなく、採決の結果、右六件は一括して承認を与へべきものと全会一致をもって議決いたしました。続いて、昭和三十三年一般會計予備費使用總調書(その1)について御説明申し上げます。

昭和三十三年一般會計予備費使用總調書(その1)は、以上六件全部を問題に供します。委員長報告の通り六件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて六件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 次に、昭和三十三年一般會計予備費使用總調書(その2)を問題に供します。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより七件の採決をいたします。

昭和三十三年一般會計予備費使用總調書(その2)、

昭和三十三年度特別会計予備費使用總調書(その2)、

昭和三十三年度特別会計予備費使用總調書(その2)、

昭和三十三年度特別会計予備費使用總調書(その2)、

昭和三十三年度特別会計予備費使用總調書(その2)、

昭和三十三年度特別会計予備費使用總調書(その2)、

以上六件全部を問題に供します。委員長報告の通り六件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもって委員長報告の通り決せられました。

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君  
副議長 平井 太郎君

議員  
北 勝太郎君 山本 利寿君  
手島 栄君 成田 一郎君  
加藤 正人君 松平 勇雄君  
森 八三三君 宮城タマヨ君  
奥 八三三君 野田 俊作君  
松岡 平市君 田中 啓一君  
早川 慎一君 常岡 一郎君  
西川 甚五郎君 青山 正一君  
豊田 雅孝君 竹下 豊次君  
谷口 弥三郎君 新谷寅三郎君  
紅 露 みつ君 杉山 昌作君  
村上 義一君 石黒 忠篤君  
一松 定吉君 笹森 順造君  
柴野和喜夫君 仲原 善一君  
松野 孝一君 西田 信一君  
堀本 宜寛君 鈴木 万平君  
大谷藤之助君 稲浦 鹿蔵君  
吉江 勝保君 三木與吉郎君  
雨森 常夫君 川口爲之助君



昭和三十四年三月二十七日 参議院會議録第二十号

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 後藤 義隆君 | 館 哲二君   | 久保 等君  | 木下 友敬君  |
| 山本 米治君 | 榊原 亨君   | 横川 正市君 | 加瀬 完君   |
| 駒木 亨弘君 | 田中 茂穂君  | 阿具根 登君 | 大和 与一君  |
| 有馬 英二君 | 大谷 登潤君  | 大倉 精一君 | 安部キミ子君  |
| 苦米地英俊君 | 近藤 鶴代君  | 近藤 信一君 | 伊藤 顕道君  |
| 小柳 牧衛君 | 井上 清一君  | 矢嶋 三義君 | 小笠原三三男君 |
| 斎藤 昇君  | 小山邦太郎君  | 江田 三郎君 | 天田 勝正君  |
| 木暮武太夫君 | 石坂 豊一君  | 荒木正三郎君 | 小林 孝平君  |
| 植竹 春彦君 | 草葉 隆圓君  | 藤原 道子君 | 清澤 俊英君  |
| 高橋進太郎君 | 大野木秀次郎君 | 棚橋 小虎君 | 吉田 法晴君  |
| 川村 松助君 | 黒川 武雄君  | 羽生 三七君 | 藤田藤太郎君  |
| 小林 英三君 | 重宗 雄三君  | 中村 正雄君 | 市川 房枝君  |
| 野村吉三郎君 | 増原 恵吉君  | 岩間 正男君 | 長谷部ひろ君  |
| 松村 秀逸君 | 石井 桂君   | 竹中 恒夫君 | 大竹平八郎君  |
| 木島 虎蔵君 | 柴田 栄君   | 安部 清美君 | 占部 秀男君  |
| 大沢 雄一君 | 宮澤 喜一君  | 北村 暢君  | 北條 鶴八君  |
| 平島 敏夫君 | 勝俣 稔君   | 天坊 裕彦君 | 千田 正君   |
| 中野 文門君 | 重政 庸徳君  | 光村 甚助君 | 秋山 長造君  |
| 西岡 ハル君 | 土田国太郎君  | 湯山 勇君  | 小酒井義男君  |
| 前田佳郎男君 | 中山 福蔵君  | 松澤 兼人君 | 上條 愛一君  |
| 上林 忠次君 | 古池 信三君  | 海野 三朗君 | 河合 義一君  |
| 迫水 久常君 | 秋山俊一郎君  | 片岡 文重君 | 阿部 竹松君  |
| 梶原 茂嘉君 | 上原 正吉君  | 島 清君   | 高田なほ子君  |
| 安井 謙君  | 石原幹市郎君  | 東 隆君   | 松浦 清一君  |
| 鹿島守之助君 | 岩沢 忠恭君  | 田中 一君  | 椿 繁夫君   |
| 杉原 荒太君 | 下條 康鷹君  | 千葉 信君  | 内村 清次君  |
| 郡 祐一君  | 津島 壽一君  | 山田 節男君 | 赤松 常子君  |
| 堀木 謙三君 | 木村篤太郎君  | 三木 治朗君 |         |
| 泉山 三六君 | 佐野 廣君   | 國務大臣   |         |
| 高橋 衛君  | 小柳 勇君   | 法務大臣   | 愛知 撥一君  |
| 森中 守義君 | 鈴木 強君   | 農林大臣   | 三浦 一雄君  |
| 坂本 昭君  | 相澤 重明君  | 郵政大臣   | 寺尾 豊君   |
| 柴谷 要君  | 森 元治郎君  | 國務大臣   | 青木 正君   |
| 鈴木 壽君  | 大河原一次君  | 國務大臣   | 世耕 弘一君  |

## 政府委員

内閣官房長官 赤城 宗徳君

警察庁警備局長 江口 俊男君

科学技術政務次官 石井 桂君

法務省刑事局長 竹内 壽平君

法務省人権擁護局長 鈴木 才蔵君

公安調査庁次長 関 之君

外務政務次官 竹内 俊吉君

大蔵政務次官 佐野 廣君

通商産業政務次官 中川 俊思君

運輸政務次官 中馬 辰猪君

建設政務次官 徳安 實蔵君

昭和三十四年三月二十七日 参議院會議録第二十号

五五四

昭和十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定價 一部 十五円  
但し、原書紙は二十円  
(配送料別)  
發行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段(03)三一五、八四四